

足立区教育振興ビジョン(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和元年 12 月 20 日(金)から令和 2 年 1 月 24 日(金)まで

(2) 意見提出数

30 名(186 件)

(3) 提出手段

ア 区のホームページの意見受付フォーム(担当課へのメールを含む) 9 名

イ 郵送 3 名

ウ FAX 18 名

2 意見の構成

人権教育の推進	1 件	二期制	1 件	学校図書館	3 件
給食	23 件	教育相談	2 件	学校選択	3 件
学校保健	1 件	不登校対策	15 件	貧困対策と就学援助	2 件
体力向上	3 件	特別支援教育	20 件	体験活動	1 件
学力向上施策	43 件	いじめ	3 件	教育行政	3 件
少人数学級	6 件	学校適正規模	15 件	子どもの権利条約	1 件
校内OJT	1 件	学校施設等	7 件	貧困対策	3 件
新学習指導要領	1 件	教員の働き方改革の推進	9 件	教育施策への提言	1 件
小中連携	1 件	教職員	2 件	指標	5 件
小中一貫教育	2 件	学校運営	4 件	その他	4 件

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
1	人権教育の推進に関すること	現在の学校は、いじめ・不登校など人権侵害されていることが、たくさんあります。人権に対する学習を日常的にしっかりと行い、様々な問題について「個人の尊厳」の立場から、話し合い、人権感覚が身に付くようにすべきです。	各学校においては、道徳や特別活動等の教育活動全体を通じ、組織的・計画的に人権教育を推進しています。特に道徳では、授業に話し合いの場を取り入れ、子ども達どうしが考えを深め合うことで、心を育てる授業を展開しています。今後もさらに人権教育、心の教育を進めていきます。
2	給食に関すること	「ひと口目は野菜から」「給食メニューコンクール」「わが家のシェフになろう!」は「総合授業」の中に取り入れ、家庭に押し付けるのではなく、区の予算が少ない。健やかな体の育成を図るなら、給食食材の給付を増やして食育を推進すべきである。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っております。総合授業は各校ごとに特色を持つ様々取り組んでいるため、現時点では全校の総合授業の中に取り入れることは難しいと考えております。給食食材の給付につきましては、食育の推進も含め検討し、令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。
3	給食に関すること	足立区が学校にどのような支援を行うつもりなのか、分からないことに問題があります。成果指標「ご飯みそ汁を自分で作ることができる割合」とあるが、これは本来家庭科の目標です。児童生徒が100%できるようになるために、足立区が家庭科教育にどのような支援を行うつもりなのか示して下さい。	区では、家庭科授業の調理実習で共通して活用できる基礎的な指導案を平成29年12月に作成しました。引き続き、この指導案の活用を家庭科教員と連携を図りながら全校に広め、指標の達成をめざしてまいります。
4	給食に関すること	給食メニューコンクール等、学校によっては自主参加のため参加人数は少ないです。一口目は野菜からと放送等で呼びかけているが、ほとんど聞いていないクラスもあります。担任の給食への意識の変容が必要です。また、一部が参加できるものでなく、通年で区で取り組める事項があったらより食に興味を持つのではないかと思います。	現在、通年で区が取り組んでいるものとしては、ひと口目は野菜から事業がございます。また、給食メニューコンクールの応募がない学校やひと口目は野菜からの取り組みが進んでいない学校には今後直接訪問するなど、全校での実施に向けて働きかけてまいります。
5	給食に関すること	学力向上というが朝ご飯を食べる生活習慣が効果的なことはデータとしてあがっている。学校によって取り組みに差がある。食育の視点での教科の中での充実や、特活、総合でも取り上げられるよう各校に働きかけが必要ではないか。	
6	給食に関すること	おいしいと感じられる感性や知識の習得は生涯にわたって健康に過ごせる食品の選択、生活習慣とともに、自他を思いやる気持ちを育てる。また、食にかかわる様々な仕事があることに気づくことは社会へ目を向けるよい機会にもなるので、食育を給食の時間だけでなく、各教科領域の中で取り扱うと良いと思う。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っております。優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
7	給食に関すること	給食メニューコンクールは、もっと家庭科や総合・特活で取り組めるよう時間措置をした方が効果的でないか。(学校任せでなく区の施策として)	

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
8	給食に関すること	ひと口目は野菜からは卒業後も持続した習慣とするには給食だけでは不十分で、家庭でも食べる習慣がつくよう、その意義を学習する時間が必要である。普段の食生活の中で何%の子どもが野菜から食べているのかに注目すべきではないか。	ひと口目は野菜からの取り組み実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知を行い、子どもたちがひと口目は野菜からが習慣付くよう、全小中学校の食育リーダー、栄養士を中心に働きかけてまいります。
9	給食に関すること	世界の料理もいいですが、まずは和食を進めるべきではないですか。	令和元年度は、オリパラ教育の一環として子どもたちに2020年東京オリンピック・パラリンピックへの期待感を高め、そして世界の料理を学ぶ機会として取り組みました。和食についてもしっかりと取り組めるよう進めてまいります。
10	給食に関すること	「もりもり給食ウィーク」は今すぐ廃止していただきたいです。残飯が多いと栄養士の評価が下がるというのはもってのほかですが、子どもたちにも教員にも食べられる分量があり、バランスよく自分にあった量を残さず食べることが大切だと考えます。	もりもり給食ウィークは年2回、「食べる時間の確保」、「食育指導」の取り組みを目的に実施しております。今後も各校の食育指導の中で、バランスよく自分にあった量を残さず食べることが大切ということをしっかり伝えていくよう、食育リーダーや栄養士を中心に働きかけてまいります。
11	給食に関すること	学習指導要領が新しくなり、食育がすべての教科のなかで取り扱うようたわれている。食育は、知育・徳育・体育すべての教育の根本である。せっかく小中連携の機会があるので、学力向上のためにも、9年間を見通した食育の研究をすすめてほしい(食育の視点により各教科単元のねらいを達成するための子どもたちの理解力と興味関心を高めることができます)。	小学校長会、中学校長会等と協議を重ねながら、小・中連携教育事業において、小・中学校合同での研修や授業交流などにより、食育に関する研修や授業実践の充実を図ってまいります。
12	給食に関すること	体力向上のための食生活について学校でもっと着手すべきではないか。	学校では、体育・保健体育科や特別活動(学級活動)等を通して、体力向上と食生活との関係について学習しております。これからも教員と学校栄養士が連携し、授業改善に努めてまいります。
13	給食に関すること	安全性の確保(国産・品質)、季節感のある食材、家庭で得られない幅広い食材を使用するには限界だと感じているため、給食費を適正な価格に値上げしてほしい。	現状の給食費では、安価な食材を選ぶことが多くなってしまうことや、季節ごとの旬な食材を十分に使えていないことは区としても認識しております。令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。
14	給食に関すること	持続可能な社会の形成のためにも地産地消を進めたいところだが、給食費の関係で海外の安いものに頼らざるをえないことがあるため、SDG'sの観点からも、給食の食材選定にしっかりと責任の持てるだけの予算をつけてほしい。	現状の給食費では、安価な食材を選ぶことが多くなってしまうことは区としても認識しております。地産地消の取り組みを進められるよう、令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
15	給食に関する事	給食時間だけでは十分な食育ができていない。食育のための時間確保や予算をつけてほしい。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っており、そのため時間確保や予算についても引き続き各校ごとに行ってまいります。また、優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
16	給食に関する事	残留農薬が心配なので給食で使用しているパンの検査をしてほしい。	パンに使われる輸入小麦においては、農林水産省等が残留農薬の検査を行っております。 また、厚生労働省では、食品衛生法に基づき農薬の残留基準を設定しており、残留基準を超える食品の流通は禁止されていることから、健康への悪影響が生じないことが確保されております。 更には、学校給食のパンに使われる小麦を取り扱う東京都学校給食会で、定期的な自主検査も行っております。 このような状況からも安全性は確保されているため、学校給食で使用しているパンの検査を区が行う考えはありません。
17	給食に関する事	中学校の給食の食器を4種類にしてほしい。学校によっては、パンをおわんのような器にいれるしかなく、食育以前の状況もみられます。	区としては、衛生面を最優先し、すべての食器とお盆が熱風消毒保管庫により乾燥・消毒・保管が徹底されることを第一に考えております。 そのため、新たな食器の追加や変更を行うことは、熱風消毒保管庫の容量から、現時点では困難と考えております。 しかし、各学校で献立が異なることから、使用したい食器にも様々な意見があることは区でも認識しております。
18	給食に関する事	食器にアルマイ皿を使用しているところや、パンがお盆に直置きのところがあるが、ペットでさえ陶器の器をつかっているのに、なぜそのような材質の食器を使わされているのか。おいしい給食には見た目も大切だと思います。	献立の組み合わせで3種類の食器にパンがのらない場合は、食器と同様に消毒・保管がされているお盆にパンを直接置いています。 今後は、すべての学校で衛生面においても安全に対応できることを前提としたうえで、新たな食器の追加や変更の可能性について、学校とともに慎重に検討してまいります。 なお、児童・生徒数が大幅に増加した極一部の学校では、週2回程度使用する小皿が熱風消毒保管庫に入りきらないため、その代わりに厚みがないアルマイ皿をやむを得ず使用しております。改築等の際には、熱風消毒保管庫の容量等の課題について解消してまいります。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
19	給食に関する事	給食時に黙って食べるという指導をしている学校があるが、この時間はこれからの社会を生き抜くために必要不可欠なコミュニケーション能力を育てる貴重な場でもある。給食は楽しくおしゃべりしながら食べる時間にはならないでしょうか。	給食時のルールについては、各学校、学級の実態に応じたものとなっております。その中で給食をしっかりと食べることを目的として黙って食べる時間を設けている学級があることは承知しております。引き続き、子供たちにとって給食が楽しいものであるよう、給食時の学級の雰囲気づくり等について伝えてまいります。
20	給食に関する事	むし歯予防や肥満予防のためにはよく噛んで食べることが大切だと分かっていながら、給食の喫食時間は短い。準備を早くすれば良いと言うが、そもそもの喫食時間の設定が15分というのはいかがなものか。一口30回噛もうという指導がなされているのか。また、準備が遅れ15分確保できないときの対応はどうなっているのか。早食いの習慣をつけているのは問題でないか。	喫食時間は、学校生活の1日の時程や給食時間内の準備、片付けに要する時間などを考慮し、子供たちにとって無理のないよう設定しております。引き続き、始業、終業時刻の徹底や、スムーズな準備などを行い、定められた喫食時間を確保できるよう、各学校に指導してまいります。
21	給食に関する事	むし歯予防や子どもたちの健康に暮らしていくための食習慣の形成にはよく噛んで食べることが大切なのに喫食時間が15分、20分は短い(同様のご意見を外1件いただきました)。	
22	給食に関する事	おかわりする時間がない(残菜を出すなど言いながら、時間が無くてたくさん残ることがある)。	喫食時間は、学校生活の1日の時程や給食時間内の準備、片付けに要する時間などを考慮し、子どもたちにとって無理のないよう設定しております。引き続き、スムーズな給食準備などを行い、定められた喫食時間を確保できるよう、各学校の食育リーダーや栄養士を中心に働きかけてまいります。
23	給食に関する事	全校同じ水準の食育が受けられるよう非常勤であっても勤務時間・勤務内容の見直しが必要ではないか。また、非常勤の勤務内容を見直せないのであれば、食育リーダーが他校で栄養士が専門職として実施している食育の内容を代行できるよう研修制度を設けるべきではないか。	区では、学校栄養士だけでなく、食育リーダーが中心となって各校の食育を進めているため、非常勤栄養士の勤務時間・勤務内容の見直しについては現在考えておりません。また、優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
24	給食に関する事	調理に幅が広がり、子どもたちがさまざまな料理に触れられる機会が増え、温度管理がしやすくなり衛生面もよくなることから、スチームコンベクションオーブンの導入を検討して頂きたいです。	スチームコンベクションオーブンは調理の利便性が向上しますが、既存の給食調理室に導入するためには給排水設備や電気設備の改修工事が必要となりますので、当面は、改築等がある学校にスチームコンベクションオーブンの導入を進めてまいります。
25	学校保健に関する事	活動指標の「給食後の歯みがきを実施する小中学校の割合」について、歯みがきの時間確保に対して生活時程の何を削ればよいのか示してください。パワーアップタイム30分間の確保のため昼休み、朝の準備の時間をそれぞれ5分カットしました。また、水道場の数も少なく給食後に歯みがきとなると混雑が予想されるため、水道場の増設を行ってください。	時間の確保については、学校の状況に合わせて創意工夫を図るようお願いしております。水道場の増設については、自席で歯みがきを行い、口をすすぐ時だけ水道場やトイレの手洗い場を使用するなどにより、実施できている学校もあるため、考えておりません。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
26 体力向上に関する事	長なわ短なわチャレンジの実施校の割合(目標値100%)について、これをすべての学校に強制するのであれば区は児童の生活の何を削るつもりなのか示してください。各校の自主的な取り組みとして実施するのは分かりますが、休み時間、学級の自主的な時間を奪うので全ての学校に強制するのは問題です。	長なわ短なわチャレンジは、任意参加であり、すべての学校に強制しているものではありません。短なわチャレンジは、学校だけではなく、家庭や放課後の遊びの中で自主的に取り組めるようになっていきます。また、長なわチャレンジも各学校、学級が体力向上に向けた目標をもって実施することができる取り組みの一つとして紹介しています。 教育委員会としては①学校や児童・生徒に負担のかかるものではなく、かつ体力向上に有効なこと、②平成30年度で95%以上の学校が取り組むことができていることから、全校に取り組んでいただきたいものと考え、令和6年度の目標値を100%と設定しております。 いずれの取り組みも学校からは、子どもたちの体力向上を図るための方策として好意的な意見をいただいていると認識しています。
27 体力向上に関する事	成果指標であるボール投げの平均値について、足立区は学校教育の中でどのように平均値を上げるために支援を行うつもりなのか示すとともに、何を削ればよいのかを示してください。現在の授業では授業時数確保、授業内容の多さに加え、学力向上でこれ以上の取り組みを増やすことは無理です。休み時間に体育部の教員を中心に様々なボール投げの取り組みを行いました。準備等にかかる手間の多さで、働き方改革に反しています。また、児童の自由な余暇であるはずの休み時間を奪っています。	教育委員会は、投力向上に向けて先進的な取り組みを実施している区立小中学校の実践例等を全校に周知しています。また、本年度より、投力向上研修会を開催し、体力調査の結果を活用した指導改善についての指導・助言も行っています。 多くの子どもたちと教員が無理なく投力向上の取り組みを実践できるよう、各校が共通して実践できる取り組みの開発等を行っていきます。
28 体力向上に関する事	5時間目をスムーズに始めるために昼休みも校舎内に閉じ込め、外で遊ばせない学校がある。体力や体を動かす習慣をつけるには学校生活の中で体を動かす機会を設けることが大切だと思う。遊び場も息つく場も奪われる子どもの人権をどう思っているのか。息抜きの場を奪って学力があがるのか。	体育・保健体育の授業や休み時間などで子どもたちが十分に体を動かす機会があることは、体力向上において重要であると認識しております。 昼休み等に子供たちが校庭などで十分に体を動かすことができる時間を確保できるよう、各学校に対して指導・助言を行っていきます。
29 学力向上施策に関する事	教育は、人間である教師が教えるものであり、その方の一番得意な方法などが、一番生徒の心に響くものです。足立スタンダードなど、一定の形を強調すると、これが失われる。自由なのびのびとした授業が困難になる。昔から、多くの学者・民間教育団体などが教育方法などを研究し、各教員が一番適したものを自由に学習・研究・時には失敗しながら成長するものです。	足立スタンダードは、今求められているアクティブ・ラーニングを踏まえた授業の基本的な形を明らかにすることで、教員の経験値や得手・不得手に関わらず、児童・生徒にとってわかりやすく参加しやすい授業を展開してもらうことをねらいとしています。
30 学力向上施策に関する事	「足立スタンダード」に基づいた授業実践については、世界の流れから逆行している。	その一方、教員が自らの授業力向上のために研究を重ねることは重要であり、その成果を足立スタンダードに基づく授業に反映させ、さらに質の高い授業をつくっていきたいと考えています。
31 学力向上施策に関する事	足立スタンダードは、一つの方法として存在しても、それを全ての学校に押し付けるのはやめ、それぞれの教員の創意・工夫が生かされるようにします。	

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
32	学力向上 施策に関 すること	区独自の学力テストだが、その点数を上げるために、過去問を繰り返し各学校でやっている。これはあくまでも「テスト対策」であり、真の学力向上ではない。また、今年はテスト会社が変わり、大混乱があったと聞きます。テスト結果が学校の予算配分や、教職員の締め付けなどに使われるとしたら、もっと問題です。区の学力テストは直ちにやめてください。	足立区学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために必要な調査です。 調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、学力の定着に徐々に成果があらわれています。今後も適切に実施していきます。
33	学力向上 施策に関 すること	デジタル機器の多用は児童の視力の低下をもたらします。家庭でもスマホ、ゲーム等で目を酷使しており、学校での使用は必要最小限度にしていたきたい。	ICT機器の使用時間と学習効果は比例するものではありませんので、ICT機器をすべての授業で使用するのではなく、最適かつ効果的な授業・場面で使用してまいります。
34	学力向上 施策に関 すること	40人近くの児童・生徒がいる学級では、後方からはディスプレイが見えづらいとの声が多く聞かれる。わかりやすい授業のためにはもう少し大型のディスプレイが必要である。	今回のICT整備では、約2,300台の大型ディスプレイを予算内で同時調達する必要があり、また各教室の広さを考慮した結果、現在のサイズのディスプレイを導入いたしました。 画面の拡大機能等を活用し、後ろの席の子どもたちにも見やすいように提示してまいります。 また、次の機器更新の際には、より大きいサイズのディスプレイの導入を検討いたします。
35	学力向上 施策に関 すること	ICTの活用について先生についての基準はあるが子どもたちの活用に触れられていない。具体的な指標を設けるべき。	児童・生徒のICTの活用については、各校に示す「足立教育ICTガイド」の中で、小学校1年生から中学校3年生まで、ICT機器やソフトを活用したプレゼンテーション、キーボード操作や情報モラル等について活用の目安を提示しています。また、これまでの各学校の実践事例も紹介し、様々な活用方法を示しています。 なお、児童・生徒のICTの活用については、本計画に活動指標「児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施した教員の割合」を追加いたします。
36	学力向上 施策に関 すること	プログラミング教育についての具体的な記述が無い、こちらについても指標を設けるべき。	来年度から小学校で始まるプログラミング教育について学習指導要領では、5年生の算数や6年生の理科等に事例が示されております。プログラミングを体験することで、授業のねらいやプログラミング的思考を育成できる場面での指導が行われます。 指標については、平成30年9月に策定した「足立区ICT教育推進の基本方針」の中に活動指標「プログラミング教育の実施回数」を設けておりますので、本計画に追加いたします。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
37	学力向上施策に関する事	文部科学省の上記についての2020年からの指導要領の変更はSociety5.0の時代に立ち向かうためのITリテラシーを身につけることが目的です。その意味で上記を踏み込んだ形で具体施策とすべき。	ご意見のとおり、学習指導要領に記載されているICT機器操作や情報モラル教育、プログラミング教育等に着実に取り組んでいきます。 まずはICT環境を整えた上で、時代や区の実情に即した教員研修を通じて教員の指導力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めていきます。 本計画においては、上記内容を踏まえた形で修正いたします。
38	学力向上施策に関する事	ビジョン策定と同タイミングでGIGAスクール構想が発表されています。夢の1人1台が国からサポートされます。ぜひ取り込んだ形で活用のプランを盛り込んでください。	1/27現在、GIGAスクール構想の国庫補助要綱が未公表のため、詳細要件が不明です。 現時点で判明している概要では、数十億円の区費負担が発生する見込みのため、要綱の内容を確認した上で、方針を検討してまいります。
39	学力向上施策に関する事	先進自治体との教員派遣交流は良いと思うが、派遣中は人手不足となり子どもたちにより教育が提供できない懸念があるため、派遣交流指定校の教員の増員を検討し、対応を考える必要があると思う(同様のご意見を外1件いただきました)。	教員を派遣する学校において、教員不在により補教体制が必要になる等の課題はありますが、その後の校内還元のメリットの方が大きいと考えています。 令和元年度は、授業のない夏季休業期間中に教員を派遣しました。今後も学校への負担を考慮しながら派遣時期等事業内容を精査していきます。
40	学力向上施策に関する事	「学校の授業はわかる」という設問だが、中学校は教科担任制であるため、一教科でもわからない教科があると、これに肯定的な回答はしないのではないかと。	ご意見のとおり、一教科でもわからない教科があれば肯定的に回答されない傾向はありますが、その教科をそのまま放置することもできません。全ての教科でわかる授業が実践されることをめざして授業改善に取り組んでいきます。
41	学力向上施策に関する事	現在の足立区の学力向上政策は、テストの点数にこだわり、子どもたちのやる気を奪っている。学力テストの過去問を繰り返しやらせるなどは止め、少人数学級でわかりやすい授業ができる環境にしてほしい。	学力調査は、過去問の繰り返しや点数競争ではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために実施しています。これらの調査結果を分析・活用することにより、足立スタンダードに基づいたわかりやすく、学習意欲を喚起する授業の実践につなげています。 また、都の教員定数加配制度を活用しながら、少人数指導によるわかりやすい授業の環境づくりに努めています。
42	学力向上施策に関する事	「学力調査」関連ですが、小中学校の学力向上策が、学力調査の点数アップに偏り、そのための過去問、宿題、補習など特に授業のまとめ、授業開きの大切な時期である3月、4月にそれが必要になるため、勉強が嫌いになってしまう生徒が増えてしまうのではないかと懸念があります。	学力調査は、点数競争ではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために実施しています。4月に実施することで、前年度の学習内容のつまづきを早期に発見し、個に応じた指導と授業改善に生かしています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
43	学力向上 施策に関 すること	1月から3月に過去問をやり、4月の直前にも新学年の授業をやらずに過去問をやらせています。教員もテスト後は解答用紙をコピーし、業者も行う採点を行い、SP表の作成、授業改善の書類作成、日々の補習等がある。学力テストに関する作業とテスト対策に費やす時間が子どものやる気を失わせ、学校が楽しくなくなっています。これに加えて普段の授業の準備、後処理が入り、教員の長時間労働の根源になっています。学力テストをやめれば、授業と子どもに関わる時間が増えます。当面、過去問をやめること(普通の授業が増える)、自校採点をするのをやめるべきです(学校予算を無駄に使っている)。	学力調査は、過去問の繰り返しではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために必要な調査です。調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、基礎学力の定着に徐々に成果があらわれていますので、今後も適切に実施していきます。 なお、これまでも学習定着状況を測るために業者テスト(有償)を活用する学校も多くありましたが、そういった目的のために区学力調査問題を校内で活用することは認めています。 学力調査の自校採点については、児童・生徒のつまずきを早期に発見して一日も早く解消するために、校長会の申合せで始まった取り組みであり、教育委員会としても有効な手立てであると認識しています。
44	学力向上 施策に関 すること	学力は他県との競争ではない。他県の平均正答率の上下によって相対的に足立区の平均正答率との差は変わってくる。足立区の子どもの学力をみるための指標としてふさわしくないと考える。	全国学力・学習状況調査における全国平均との差を、学習定着度を測る指標の一つとして使っていますが、それだけではありません。足立区教育振興ビジョンでは、この他に足立区学力調査における通過率(目標値以上の正答があった児童・生徒の割合)も成果指標とするなど、学力調査結果を多角的に評価しています。
45	学力向上 施策に関 すること	統一のテストを分析しても、地域性や家庭環境など背景にあるものは何も考えられていない。やればやるほど、教員がマニュアル化して子どもをどうみとるかの力が弱くなる。	学力調査を通してつまずきを正確に把握することは、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援を可能とする一つの材料であり、教員が指導を行って行く上で必要な要素であると考えます。
46	学力向上 施策に関 すること	数値目標を上げるために過去問をやっているばかりで、子どもの学力が上がっているかという疑問である。	学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために実施しています。調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、基礎学力の定着に徐々に成果があらわれています。
47	学力向上 施策に関 すること	学力調査については、授業で過去問を解くなどかなりの授業時数やその印刷、採点にも時間を要している。学力調査結果については、不登校生徒等学力調査未受験者をデータ外とし、通過率が上がったように見えているのではないかとの声もあり、未受験者数の推移も公表してもらえれば考察の幅も広がる。学力調査結果の数値の上昇はさらなる考察を要する。また、学力＝調査結果なのか、学力とは何かを考える場が必要だと思う。	学力調査は、過去問の繰り返しではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために実施しています。 不登校・障がい等の理由で特別な配慮の必要な児童・生徒を集計対象外としています。プライバシーに抵触するおそれがあるため、未受験者数・集計対象外者数は公表しません。 また、学力調査は学校における教育活動の一側面を測るものです。教育委員会では、学力調査結果だけではなく、学習意識調査から観察できる児童・生徒の自ら学ぶ力や自己肯定感なども分析し、学力を多様な側面から捉えて教育活動に生かしています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
48	学力向上 施策に関 すること	平成30年10月の文教委員会で区教委は「区学力調査の業者選定に当たって、足立区の児童生徒が70％程度を取れる業者を選定するつもり」と答弁しています。また、令和元年度の区調査では目標値が前年度に比べ極端に低く設定されており、目標値を操作できるのであれば指標の設定に意味がなく、児童・生徒の本当の学力を測る指標として問題があります。身に付けるべき学力を何にするのか根本から検討すべきです。	目標値はIRT(項目反応理論)を用いた、異なる問題、異なる集団で得られた結果を比較可能とする、統計学的手法によって設定しているため、恣意性が排除されています。 したがって、目標値を超えた児童・生徒の割合である通過率の客観性は信頼に足るものであり、今後も成果指標として活用します。なお、年によって調査問題の難易度が大きく変動している点については、今後の課題として捉え、改善を検討していきます。
49	学力向上 施策に関 すること	学習状況を分析して個々の学力を上げるという方針はよいと思うが、SP表への記録の打ち込み、分析には時間を要する。教材研究や児童・生徒指導、保護者との連絡、部活動と子どもたちの健やかな成長のためにやることはたくさんあり、何かが疎かになりうる。子どもの成長に関わることを疎かにしたくない教員は長時間労働につながる。学力分析のために一人あたりの持ち時数上限の下方修正の検討が必要である。	児童・生徒一人ひとりに基礎学力を着実に定着させるためには、SP表を作成・分析してつまづきを正確に把握することによる、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援が必要です。 一人あたりの持ち時数上限は東京都で定められており、これを踏まえつつ、区では平成31年2月に策定した「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」にしたがって、教員が子どもと向き合い、より良い授業を行う時間が確保できるよう、継続的に取り組んでいきます。
50	学力向上 施策に関 すること	学力テストをやめれば、相当の事務量がなくなります。現状でも、区への報告事項を減らす、現場からの要望がない研修などを止めればゆとりが生まれます(同様のご意見を外1件いただきました)。	学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身につけていない部分を把握するために必要な調査であるため、今後も実施していきます。 なお、教員が子どもと向き合い、より良い授業を行うための時間を確保するため、平成31年2月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定しており、今後も継続的に取り組んでいきます。
51	学力向上 施策に関 すること	学力テストの校内採点やデータ入力教員にとって負担になっている。他区では業者に任せているときいている。教材研究、授業準備のための時間確保を優先したい(同様のご意見を外1件いただきました)。	足立区学力調査の自校採点は、児童・生徒のつまづきを早期に発見して一日も早く解消するために、校長会の申合せで始まった取り組みであり、教育委員会としても有効な手立てであると認識しています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
52	学力向上 施策に関 すること	教育現場では学力テストの点数で確かな学力を図る傾向がつよく、なぜ点数や順位競争になってしまうのか、掘り下げて考える必要があります。 「教育の計測できる狭い面だけを強調することにより、身体的、道徳的、市民的、芸術的な発達といった計測しえない、または計測の難しい教育対象から関心が離れてしまい、集団的想像力を危険なほどに狭めてしまった」(OECD教育局次長アンドレアス・シュライヒャー博士のオープンレター)の指摘です。この認識に立った教育行政の見直しがもとめられている。 「21世紀型学力、新学力が議論され、アクティブラーニングという新しい考え方も出てきていますが21世紀型学力の肝は何かというと、つまり学校を卒業した以降に職業とか社会に移行することを見通した上での学力の中身を身につけるということです。 学力調査に偏重した学校教育を見直し、「学びあい」の教育に転換すべきです。	足立区教育振興ビジョンは、人権意識・道徳心の醸成、地域活動への参加・貢献、社会的自立に必要な力の育成などを掲げ、心身ともに豊かな人間性を育てていくことを目指しています。 学力は教育の重要な一要素ですが、学力調査偏重ではなく、様々な体験も含めた教育活動全体を通じて児童・生徒の成長を促し、総合的な人間力を高めていくことを趣旨としています。 また、令和元年度足立区学力調査における意識調査では、児童・生徒の間にはどの程度学び合いが浸透しているかを把握するため、問題解決型授業による学びの状況や他者理解・協調性に関する設問を新設しました。これらの調査結果をもとに、足立スタンダードに基づいたわかりやすく、関心や意欲を喚起する授業実践に、さらに力を入れ、学び合いの教育を実現していきます。
53	学力向上 施策に関 すること	総合的な学習の時間の計画的な運用による学力向上が認められているのに、テスト返しや行事等にあてられている学校があるが、これを区は推奨しているのか。区のこうした運用は学力向上につながるのか。また、文科省も認めているところなのか。	学校は、学習指導要領の目標を踏まえ、総合的な学習の時間の全体計画を作成し、それに沿って学校ごとに学習を進めています。テスト返しや行事等が総合的な学習にあてられている場合は、目標を踏まえたものになっているかを確認した上で、適切に指導していきます。
54	学力向上 施策に関 すること	わかりやすい授業をしている教員に対して、教科指導専門員についてもらうことは、経済的、時間的な両面で非効率でないだろうか。指導案の作成は有意義だが、余裕がない中、教科指導専門員の来校に合わせて指導案を書くことは負担となる。教科指導専門員がつく教員の基準を精選する必要があると考える。	
55	学力向上 施策に関 すること	教科指導専門員の巡回指導は、現場の教員の負担にならぬように教員の要求に基づいて内容や回数を決めていきます。	小学校では、経験5年目以下を中心に、中学校では対象教科(国語・数学・英語)の全教員を指導対象としています。足立スタンダードに基づく問題解決型の授業が展開されているかとの視点を中心としながら、教員一人ひとりの実態に即して指導しています。 今後も教員個々の課題に即して軽重をつけながら、適切な指導・助言を行っていきます。
56	学力向上 施策に関 すること	教科指導専門員の指導回数の増により他の業務を減らす予定はあるか。教材研究や児童・生徒指導、保護者との連絡、部活動と子どもたちの成長のためにやることはたくさんあり、指導回数の増は何か疎かになることにつながる。子どもの成長に関わることを疎かにしたくない教員は長時間労働につながる。指導回数を減らし、教科指導専門員の指導力の向上にその分充てるべき。	なお、教科指導専門員の指導力の向上に関しては、全体研修の実施や定期的な連絡会を通じて、情報の共有を行っています。
57	学力向上 施策に関 すること	教科指導専門員でなく、子どもの指導やクラスの指導に関わっていただける先生を求めています。専門員による指導を受けたり、指導案を検討したりすることは負担です。	児童・生徒一人ひとりに対する学習指導や生徒指導は教員にとり、もっとも大切な職務内容であり、指導案を作成することは、教員として授業を行う上で最も基礎となるものです。教員としての基礎的な資質を高めるためにも、指導案づくりから指導・助言を行っています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
58	学力向上 施策に関 すること	教科指導の対象となる教員が教科指導専門員から受けた指導の回数(教員一人あたり)を17.6回/1人→20回/1人に目標を定めているところを考え直してほしいです。教科指導専門員からは授業外のことも相談に乗ってもらいとても助けられた経験もありますが、専門員の指導のある日はそれだけしかできず、仕事如山積みそのまま帰った日もありました。回数の増により「わかる授業」「魅力ある授業」ができるようになるとは思いません。「授業を見てもらいたい」と主体的にみてもらうには多すぎます。月1、2回程度にしてほしいです。	指標については、現在の実態を踏まえ、活動量の目安として設定しています。指導の回数を中心とした取り組みではなく、問題解決型の授業が展開されているのかという視点で一人ひとりの教員の実態に即した指導を行っています。
59	学力向上 施策に関 すること	教科指導専門員から受けた指導回数について、若手教員にとっては月1、2回以上の授業観察、指導があります。準備のために仕方なく15分間で指導案を作ることもある、との職場の声がありました。働き方改革に反しており、短時間での準備よりも、じっくり教材研究をして授業観察に臨みたいと願っております。この数値目標の設定は無理です。	働き方改革は、子どもと向き合う時間、適切な授業を行うために必要な時間を確保するためのものであり、授業準備に必要な時間を確保することもその目的のひとつです。 なお、教材研究も含めて指導・助言を行っており、また、通常指導案は簡略なもので差し支えないものとしていますので、過度な負担になるものではないと考えています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
60	学力向上 施策に関 すること	英語力を上げさせるために、学校にはネイティブの教員を必ず配置した方が良い。英語を話したいと思うきっかけに「外国人と話してみたい」という気持ちは大きいと思います。日本人の発音では不十分だといえると思います。	ネイティブ・スピーカーを活用し、外国語を用いてのコミュニケーションや音声・リズムに慣れ親しむことは望ましいと考えますが、小学校外国語・外国語活動では、学級担任が授業を行います。このため区では、日本語での意思疎通が困難であるALT(ネイティブの外国語指導助手)ではなく、日本語を解すると共に、英語が堪能な外国語活動アドバイザーを学校に派遣し、授業を支援しています。 なお、ネイティブとの関わりでは、ネイティブ・スピーカーの流暢な音声を聞かせるためのICT環境の充実や英語教育に関する連携協定を締結している明海大学との連携事業で留学生との交流を進めているなど、今後も充実していきたいと考えています。
61	学力向上 施策に関 すること	11,384時間の時数増加ということだが、アドバイザーは何名の増員を考えているのか。また、アドバイザーはどのような人になることを想定しているのか。その人員確保の目処は立っているのか。増員数とどのような人がアドバイザーとなるのかを明記してほしい。	外国語活動アドバイザーは今後に向け、39名までの増員を考えています。区のホームページや広報紙の活用ほか、現在は小学校英語指導者資格認定団体のホームページに区の募集案内を掲載することで、申込みにより一定の成果が得られるようになり、今後も工夫を講じながら人材確保に取り組んでまいります。 なお、外国語活動アドバイザーには、学習指導要領に基づく外国語活動の指導ができる英語力(下記※参照)、学級担任と一緒に授業を行いながら、カリキュラムの作成及び授業の運営について助言ができる知識・経験がある方を想定しています。 ※ア 実用英語技能検定準1級以上、 イ TOEIC730点以上 ウ 上記と同程度の技能を有する方 (J-SHINE資格や英語の教員免許等) また、上記アドバイザーの要件及び増員予定数については、本計画に追記します。
62	学力向上 施策に関 すること	副担任講師、外国語アドバイザーなどは倍加して配置すべきです。新任の教員についても、教科指導専門員の巡回指導をふやすより、教員不足を解消することが第一義的課題であり、その上で、学校内でOJTが充分に行えるようにすること。	副担任講師の配置については、すでに各校に少人数・習熟度別指導のために教員の加配配置が実施されており、制度の復活は考えていません。外国語活動アドバイザーについては、学級担任が安心して英語の授業に取り組むためにも定員を充足していく必要を認識しています。 教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくとともに、校内のOJTの充実を考えていきます。あわせて、校内でのOJTをより円滑に進めるために指導力・経験のある教科指導専門員を派遣しています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
63	学力向上施策に関すること	そだち指導員にしても夏休みの特別補習にしても、学力が著しく低い子は対象外となっているのはとても悲しく思う。	そだち指導は、個別のつまづきを早期に解消するための取り組みです。より学力に課題のある子どもは、つまづきが広範囲に及ぶことが考えられ、個別指導期間の長期化とともに、抜き出した授業内容の理解にも支障をきたすため、一定期間で効果的につまづきを解消する仕組みであるそだち指導にはなじみません。そのため、そだち指導においては学習定着状況に一定の基準を設け対象児童の選出を行っています。 こうした取り組みを通じて、学校を支援することで、より学力に課題のある子どもには、教員が寄り添い指導できる体制構築に繋げるなど、教育委員会と学校で役割分担を図りながら、基礎学力の定着を目指していきます。
64	学力向上施策に関すること	中1夏季勉強合宿参加者は、1週間自由な時間が短くなるので夏休みの宿題をやりきれない生徒が多い。また、教員も教材研究や行事の準備、成績処理等やらないとならないが長時間拘束されるのではかどらない。また、合宿での指導と学校での指導とに大きな差はない。数学の問題を解くには少ない時間でも毎日積み重ねることが大切である。合宿の費用対効果は悪い。	小学校算数の基礎的な学習内容の定着が不十分で中学校の数学の学習に支障をきたすと考えられる生徒を対象に、4泊5日の合宿を行っています。参加者の意識調査では「数学が合宿前より好きになった」と肯定的に回答した生徒の割合が、事前の28%から76%へと大幅に増加したことや、勉強の仕方が変わった(96%)、合宿に参加してよかった(94%)、合宿前よりもわかるようになった(98%)、等の成果が見られます。 また、合宿後も各学校で補習等を継続していますが、区学力調査で同程度の結果だった生徒と比べ、合宿参加者は、合宿後の学力が一定程度維持できている状況も見られ、参加生徒にとって、自信をもつこと、その後のやる気の維持に繋がっている事業であると捉えています。
65	学力向上施策に関すること	「中1夏季勉強合宿」ですが、引率教員にとっても生徒にとっても負担が大きすぎると思います。区費も多くかかっていると思いますが、それに参加した時には、わかるようになったはずだということがかえって安心してしまい、その後の継続的な学力向上につながりません。見直す時期ではないでしょうか。	
66	学力向上施策に関すること	学力は短時間の取り組みで身につくものではないため、中1夏季勉強合宿を企画して教員や生徒に無駄で労力の多い取り組みを強制するのではなく、日々の学校生活をどのように落ちついて学習できるような環境にするか、支援を考えてください。	
67	学力向上施策に関すること	施策2-戦略2の「何とか教室、講座」などの施策を民間教育産業にゆだねることをやめて教員の力量を高めることに重点を置きます。	民間教育事業者への委託事業は、学校における補習体制のほかに活用できるメニューとして提供し、校内体制を支援することで児童・生徒の基礎学力の定着を引き続き図っていきます。 加えて、学校長の授業観察や教科指導専門員の指導・助言、教員派遣交流の成果普及等を通じて、授業改善やきめ細かい指導の充実を図り、教員の授業力向上にもつなげていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
68	学力向上 施策に関 すること	「より高いレベルの志望校」という文言がありますが、高校のランク化、差別化を煽るような文言は控えていただきたい。教育関係者の使うべき文言ではありません。	足立はばたき塾では、将来の夢や希望を持った生徒が高い目標を実現させることを支援しています。高校のランク化、差別化を煽る意図はありません。しかし、誤解を招きかねない表現であるため、「より高いレベルの志望校にチャレンジする」を「将来の夢を実現するために志望校の受験に挑む」に改めます。
69	学力向上 施策に関 すること	“はばたき塾受講者が第一志望の高校に進学した生徒の割合を増やす”という目標は、これの達成のために志望校を変更させたり、受講生の数を絞ったり、合格しなさそうな子を受け入れなかったりすることに繋がってしまう。目標のためにいかに努力ができたか、たとえ第二志望であっても進学後にもどれだけ意欲を持って努力を重ねられるかが大切ではないか。よって、努力をサポートするという意味で、はばたき塾に通える生徒を増やすことを目標とすべきなのではないか。	生徒が志望する高校への進学が、将来の夢を叶える後押しとなると考えられるため、第一志望の高校へ進学した割合を成果指標としています。指標の達成のために志望変更を促すなどの働きかけはしていません。 また、足立はばたき塾では目標に向かって努力することの大切さを提唱し、生徒の意欲を高めています。さらに将来に渡る努力の継続も呼びかけており、追跡調査によって高校進学後の頑張りも見守っています。 教員の授業力向上や個に応じたきめ細かい指導等によって、学力向上と学習意欲の喚起を図ることにより、はばたき塾の求める目標を持った生徒を一人でも多く増やせるよう、取り組んでいきます。
70	学力向上 施策に関 すること	「足立はばたき塾」ですが参加資格のために無理して志望校を決めてしまうが、志望校を受験直前に変えることは難しく、はばたき塾の趣旨からも外れてしまうのを恐れ、合格が難しい志望校を受け、受験に失敗してしまう生徒がこれまで複数いました。より高いレベルの志望校を、という趣旨で募集するのではなく、幅広く募集し、自信をもたせるような指導をしていただきたいと思います。	出願校は、押し付けではなく、本人の希望や志を踏まえると共に在籍校とも連携して本人にとって最良の選択になるよう努めています。 今後も民間教育事業者ならではの強みを生かし、高い目標に向けた学習機会を提供していきます。
71	学力向上 施策に関 すること	学習環境整備支援の活動指標について、基準年度22.6%は何を示すのかが分からないためもう少し説明してほしい。 また、目標値の30%について、生活保護世帯が増えるからということであれば、目標値を設定する必要はないのではないか。生活保護世帯の内、ということであれば、30%という目標設定は低すぎるのではないか。	生活保護受給者は開始・廃止があり流動的であるため、4月1日時点の子どもの数を、便宜上、分母としています。分子については、年度内に事業を活用した人数としており、上記を用いて利用率を算定しています。 一般世帯の通塾率が約40%で、生活保護を受給している子どもについては約20%であるため、段階的な目標として30%を設定しています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
72	少人数学級に関する事	様々な生徒がいるため、先生の目が行き届くよう、40人学級ではなく、35人、30人、25人へと、区の財政を使っても、或いは、都に対してきちんと要望すべき。教職員は多忙であり、仕事量を減らすためにも、教職員を増やしてください。	現在、小学校1・2年生および中学校1年生が35人学級となっているほか、少人数指導のために都の加配教員が配置されています。 また、より一層、子どもたちへきめ細かい指導ができるように区独自で学習支援員、生活指導員などの非常勤職員を学校に配置しています。 少人数学級の拡大や教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくことはもとより、区として何ができるのかについてもさらなる方策を考えてまいります。
73	少人数学級に関する事	少人数教育にかじを切り、教育の質の向上を図るべき。	
74	少人数学級に関する事	1、2年だけでなく全学年を35人以下学級にしてください。	
75	少人数学級に関する事	現在小学校は1、2年生、中学校は1年生まではひとクラス35人以下となっていますが、これを全学年、20～25人以下の少人数にしてほしい。少人数学級に伴い、正規教員の人数を増やしてほしい。時間講師や非常勤では現場の負担軽減にならない(同様のご意見を外1件いただきました)。	
76	少人数学級に関する事	いじめや登校拒否が多くなっていると聞きます。少人数学級で一人ひとりに目の行き届く教育が出来るようによりしくお願い致します。	
77	少人数学級に関する事	学力向上のために授業力向上が第一にあげられていますが、学校現場の忙しさは大変なものです。その中でも、先生方はよく努力なさっていると思いますが、心身ともに疲れているのではないのかと心配です。学力向上、そして子どもたちが笑顔で通う学校にするには、子どもたち一人ひとりが大切にされる学級が求められるのではないのでしょうか。足立区は国の学力調査で上位の秋田県に先生を派遣してスタンダードを取り入れています。秋田県で行われている少人数学級も学ぶべきだと思います。区独自で30人学級を実施して、きめ細やかな指導をすることが学力向上への近道ではないのでしょうか。	
78	校内OJTに関する事	校内OJTは授業力・指導力の育成・向上のためには必要不可欠で、研修よりも効率的だが、多くの施策による現場への締め付けにより限界がある。よって、施策のスリム化の検討をお願いしたい。	教員の指導力向上については重要な課題であると考えており、それには校内OJTが有効であるとの認識から、それを補うために教科指導専門員の派遣なども行っています。今後も知徳体のバランスの取れた学校教育をめざし、学校の実態に即した教育施策を実施していきたいと考えています。
79	新学習指導要領に関する事	「効果的な指導の実践事例等を通じて、周知、徹底を図る」というが、児童の実態は様々であり、一人ひとりの発達要求に合わせた指導でないと逆効果になりうる。周知し、参考にすることは良いと思うが、徹底するというのは圧力を感じさせる文言であり削除してほしい。	子どもたちへの指導は、目の前にいる児童・生徒の発達に即したものでないといけないと考えます。あくまでも効果的な指導の事例として提示するもので、「徹底」の文言を削除します。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
80	小中連携に関すること	小中連携は、一定の成果を上げているのでこれを中止し、小学校、中学校とそれぞれの課題に専念できるようにします。	平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。また、その後文部科学省が発行した現行学習指導要領では、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられています。 このような状況がある中、小学校と中学校が共に学習指導や生徒指導において協力し合い、責任を共有して目的を達成することが求められます。双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むことは、引き続き大切なことであると捉えています。
81	小中一貫教育に関すること	小中一貫教育は、小学生の成長発達上、多くの問題が指摘されています。学校運営上も規模が大きくなり、きめ細かい打ち合わせができませんし、子どもへの影響も出ているため、小学校、中学校とそれぞれに戻します。	小中一貫校では、義務教育9年間を通して発達段階に応じた指導を行っており、平成27年度足立区教育委員会事務の点検・評価において、一定の評価を得ています。学校規模や施設分離等の課題はありますが、学校運営に工夫を加えながら、子どもたちが意欲的に学校生活に送れるよう、今後も小中一貫教育を実施していきます。
82	小中一貫教育に関すること	小中一貫教育では、4年生の負担が重すぎる。6年生の卒業や中学入学を境に成長する機会も失われ、効果的とはいえない。特に新田学園は児童数が多すぎるため、教員の負担が重く、子どもたちへのサポートが十分にできない。	小中一貫校は、義務教育9年間を、Ⅰ期(4年間)、Ⅱ期(3年間)、Ⅲ期(2年間)のまとまりとして分け、発達段階に応じた指導を行っています。その中で、4年生は、Ⅰ期の最高学年としての自覚と責任ある行動が必要なことから様々な役割を担っていますが、子ども達の過度な負担とならないよう、小中一貫校に対して指導・助言をおこなっていきます。 また、新田学園については、大規模校としてのデメリットを抑えつつ、メリットを最大限に活かせるよう、今後も支援していきます。
83	2学期制に関すること	2学期制はリズムが悪すぎます。長期の休みの前にきちんと通知表を子どもたちに渡し、長期の休み中に反省して次また頑張ることが中途半端になってしまうため、子どもを優先した考えに立ち、3学期制に戻します。	二期制では、始業式・終業式等の行事の回数が減り、授業時間数を確保できるメリットがあります。また、足立区学力調査における個々の学力分析をもとに、補習や個別面談など個に寄り添った指導の充実を図るなど、授業期間と長期休業を一つの流れに位置づけた二期制を効果的に活用した枠組みが定着しており、学力の成果が現れてきているところです。 その一方で、学期の区切りやけじめの意識が希薄になるなどの課題があることも認識しております。 こうした点を踏まえた上で、夏休みの延長による授業時間数の減少や、国の学習指導要領が授業時間数の増加を示す中で、引き続き授業時間を確保する必要があることを勘案し、当面の間は二期制を継続する考えです。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
84	教育相談に関すること	現在の子どもたちは確かに様々な事情・悩み・問題などを抱えている。ならば、教育相談員が各校を回るのではなく、正規で常駐する教育相談員の配置こそ、問題解決の道である。	教育相談員は、学校を巡回しておらず、学校以外にある区内3カ所の教育相談室で相談を受けています。 なお、学校には、同じ心理職であるスクールカウンセラーを週2回配置しており、学校の状況に応じて追加配置も行っています。子どもたちの悩みや心配事の相談を受け、支援を図ることができていることを踏まえ、現時点ではこの体制を継続していきたいと考えております。
85	教育相談に関すること	貧困対策ともかかわって、「教育相談体制の充実が急務」とあるが、充実させる施策は何も具体化されていない。特に、P45の目標数値(①教育相談の人数、②SCの相談延べ回数(区SC、都SC合計数)、③SSWによる相談人数)には全く意味がなく、これで政策目標と言えるのか。目標値がH29と比べるとむしろ減少した数値であり、これでは何も新たに取組まないと宣言しているに等しい。	不登校になっている児童・生徒が一定数いる現状においては、相談を受けることができる人数や回数は指標として意味があると考えております。令和6年度目標値は、平成30年度のみでなく過去数年間の数値を見て決めており、今後は不登校児童生徒数の減少を目標とする中で、件数増加を目指してはいない状況です。 今年度からの取り組みとして、竹の塚教育相談室の新規開設や常勤SSWの新規配置、統括SCの増員による各地区配置などを行っており、今後もより丁寧な相談ができる相談体制の質の充実にも努めていきます。
86	不登校対策に関すること	足立の不登校児数は959人と1,000人近くいる。不登校児の増大は、将来の中高年層の引きこもり(労働人口の不労＝国家の損失)につながる予備軍であり、教育委員会の責任は重大である。	不登校問題については、学校に登校している全ての児童・生徒を対象にした未然防止策を講じ、新規の不登校児童・生徒を生まないための取り組みが大切です。すでに不登校状態に陥っている児童・生徒については、その段階に応じて、早期支援や長期化への対応を学校と関係機関で連携して対応を進めています。
87	不登校対策に関すること	不登校児は平成24年度から倍増する勢いで約1,000人となっているが、不登校の主たる原因が児童個人の資質、家庭環境によるものではなく、学校に問題があることを示している。多くの児童は学校に不満があっても、その原因は自分にあると思っており、不満があっても学校に行くのは当然のことだと思いつまされている。そのような児童が不登校に陥るのは余程耐え難いことがあるからである。不登校問題はその予備軍も多く、一部の児童の問題ではなく学校全体の問題として取り組んでいただきたい。不登校児の支援に関する取り組みは多いが、学校が問題という視点が欠けており、学校改革の取り組みが不十分である。	児童・生徒の生活の基盤となる学校においては、一般教員には、教育相談コーディネーター研修等を通じて不登校支援の理解促進の意識付けを進めています。また、管理職に対しては、指導主事の学校訪問時等で校内支援体制の整備を指導しながら、不登校児童生徒の支援の在り方などを引き続き周知していきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
88	不登校対策に関する事	足立区は2000年頃は全都の中でも不登校率の低い地域でしたが、2010年頃から不登校率がうなぎ登りで1,000人を超え、学校が子どもたちにとって、「親しみにくく、生きづらい」場所になっているとしか考えられません。これには2000年から始まった足立区の教育改革である「学力向上」と「学校統廃合」が大きく影響していると思います。学校への支援体制としては、SC、SSW、登校サポーターの取り組みを評価しますが、十分なものとして機能し切れていないことが現状です。不登校対策、特別支援対策、いじめ対策として教職員を増やすことが求められます。	区内の不登校率増加の主たる要因が、学力向上と学校統廃合の施策にあるとは考えていませんが、多様な不登校の要因を考慮しながら、不登校率の減少に向けて多角的な対策に取り組んでいきます。 不登校の未然防止や学校復帰支援に加えて、適応指導教室や特例課程教室、居場所を兼ねた学習支援などの学校以外の場での教育機会を増やす施策を推進しています。教職員については、不登校加配教員の配置を引き続き都へ要請していきます。
89	不登校対策に関する事	「魅力的な学校づくり」をうたうなら、「学テ」施策一辺倒の施策を見直すべきです。	不登校の要因の一つである学力不振を解消するためには、学力調査を実施してつまづきを正確に把握することにより、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援を行うことが不可欠です。そのうえで、学力調査一辺倒の施策ではなく、すべての児童・生徒へ寄り添った「居場所づくり」「絆づくり」を進め、安心して登校できる魅力的な学校づくりを実現していきます。
90	不登校対策に関する事	不登校児に対しSC、SSWを派遣するなどの政策は実施しているが、ほとんどが週1～2回の派遣となっている。都内で一番不登校が多い足立区。SC、SSWの常駐、保護者へのケア体制の充実、学校以外に通える居場所づくりの充実など早急に行ってほしい。	SCは全小中学校に週2回配置しており、学校の状況に応じて追加配置も行っています。 SSWは今年度から中学校に加えて小学校への定期巡回も実施しており、この推進のために次年度からは1名増員の予定です。また、保護者へのケアについては、区内3カ所の教育相談室で相談を受けています。 不登校の児童生徒が学校以外に通える居場所としては、現在区内で適応指導教室チャレンジ学級が3カ所、居場所を兼ねた学習支援が2カ所設置しています。さらに、令和2年度は居場所支援の3カ所目の増設に加え、特例課程教室あすテップが区内2カ所で開設します。 区内の学校以外の教育の場は、平成29年度時点では2カ所でしたが、令和2年度には計8カ所と4倍になる予定であり、支援体制の充実を進めています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
91	不登校対策に関する事	不登校要因は、都や区の指摘にもあるように、本人の「不安」である。つまり、足立区の学校がこの間、子どもたちの「不安」要因を、拡大し続けてきたことが明らかなのです。そこで、学校の「何が子どもたちの不安要因となっているのか」の解明こそが求められます。 2012年以降、足立区の特徴は、相対的に得点力の低い学校、教師、子どもにも照準を絞った学力向上施策と、教育産業のknow-howを公教育に積極的に取り入れていく。これらのつくりだす学校環境の変化を足立の子どもたちがどう感じとっていったか、その答えが「不登校の倍増」です。 区教委は不登校の真の原因を明らかにしながら学校現場への教員の大幅な増員、区独自に35人学級の実施、不登校特例校の設置、特別支援教室、介助員の配置などを早急に実施することです。	勉強が分からない児童生徒に対して、基礎的な学力を身に付けさせることは、不登校支援の観点でも重要となります。子どもたちの不安の主たる要因が学力向上指導にあるとは考えていませんが、可能な限り不安要因を分析し、不登校状態に陥らない、または不登校状態から脱却できるような対策を講じていきます。 現状、区独自の35人学級の実施は現時点では困難であると考えますが、教員の増員を都教委へ引き続き要望するとともに、不登校特例校の設置、特別支援教室、介助員の配置については、必要な施策を講じています。令和2年度の開設予定である、不登校特例校をめざした「あすテップ」や、特別支援教室の全校設置など、教育の機会をより確保できるように進めています。
92	不登校対策に関する事	不登校対策も必要ですが、「学校に行きたくない」ではなく、「学校に行きたい」となる学校環境、「魅力ある学校づくり」を整えることが大切です。そのためには、 ① 学力テスト体制の中で、競争を強いられ、勉強が苦手な子は、自信を無くし、その他の子もストレスを抱えて、教員も忙しい中で、目が行き届かない。それによって、友達関係がうまくいかず、いじめもでてくる。ここに不登校児が多くでてくる原因が横たわっています。ですから、学力テストをやめ、落ち着いた環境で授業ができ、わからなくても親切に教えてもらい、友達とも仲良く、そしてトラブルがあってもみんなで考えて解決できる時間が必要です。 ② クラスの児童生徒の数を少人数にし、担任の先生が目が行き届くようにすることです。 ③ 学校の教師集団が、一人一人が活かされ、協力できるような体制になるようにする。そういう中で相談、支援、研修体制の強化を図るべきです。	魅力ある学校づくりは、不登校対策の未然防止の視点から重要な位置づけとなっています。 ① 学力調査は、点数競争ではなく、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。学力調査結果から個々のつまずきを早期に解消して「わかった」という経験を増やすことで、学ぶ楽しさを感じ、自信をつけさせる魅力ある学校づくりを進めていきます。したがって、今後も学力調査を適切に実施していきます。 また、授業において、子どもたちが教員や友達との対話的な学びの機会を増やし、課題を解決していく力を育んでいきます。 ② 少人数学級の拡大を都教委に要望するとともに、働き方改革等を通じて、子どもたちへより多くの時間を確保できるような体制づくりを進めていきます。 ③ 学校内で教育相談コーディネーターを中心に校内支援員会を定期的開催し、関係する教員同士で不登校児童・生徒への支援方針が共有できる体制づくりを推進するため、教育相談コーディネーター研修や教育相談研修を通じた強化を重ねていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
93	不登校対策に関すること	現在不登校になっている児童・生徒が安心して居られる場所や通える場所、安心して相談にのれる人など教育相談、SC、SSW、支援員の派遣など本人が安心して過ごせ、自信の回復ができるように連携を強化すべきです。また、クラスの中の受け入れ体制も学校の課題として考え、改善していくようにすべきです。	学校では校内支援員会を中心に、不登校になっている児童・生徒への対応について方針の共有を進めています。校内支援員会にはSCやSSWも可能な限り参加するよう指示しており、教育相談コーディネーターを中心に、校内での受け入れ支援や関係他機関との連携を整える体制作りに努めていきます。
94	不登校対策に関すること	教員だけでなく保護者もSCがいる日に合わせて相談に来ている。SCは都と区の職員がかわりがわり来ていただいているため助かっているが、SSWは1人のための部会が終わるとすぐに次の学校へ向かわなければならないため、相談したくてもできない教員もいるのではないかと考えます。そのため、SC、SSWの増員を求めます。週1回、月1回だけではいじめや不登校は解決できません。	SCは全小中学校に週2回配置しており、児童生徒数や不登校数などの学校の状況に応じて追加配置も行っています。SSWは今年度から中学校に加えて小学校への定期巡回も実施しており、この推進のために令和2年度からは1名増員の予定です。
95	不登校対策に関すること	活動指標が相談人数(実数)や回数連携した回数を増加させるとなっているが、人数や回数の増加は困っている人の増加をさせるともとれ、「相談してよかった」と思える人数や回数を増やすべきだと考えます。また、SC、SSWが力を発揮し、有効活用されるあり方(週1回では相談してくてもSC、SSWが学級にいない日が多すぎる)を考えてほしい。そのためには、SC、SSWの増員もお願いしたい。	相談の満足度を図る指標は信頼性や妥当性の確保が難しく、現実的な導入ができるかを今後研究していきます。当面は相談人数や回数の今後の推移を見ながら、必要に応じて教育相談員やSC・SSWの人員のさらなる増員も検討していきます。
96	不登校対策に関すること	区はSSWを増やし、SCを各校に常駐させるべきです。SCによれば不登校児童生徒に対して週1回の訪問では限界がある、といいます。SCの増員、メンタルフレンド、登校サポーターの大幅な増員のための施策を行うべきです。教育系の大学に区の責任で直接依頼し、交通費負担程度は行って、学生ボランティアの名簿の作成を求めます。	登校サポーターの増員への工夫についてはNo98にある通りですが、今後区内大学とのより直接的な連携を行い、学生との協創が進められるか検討していきたいと考えています。
97	不登校対策に関すること	カウンセラーの先生を常時配置できるよう正規雇用して下さい。又、カウンセラーの先生が出産の為に退職しなければならない現状を改善して下さい。	区スクールカウンセラーは、妊娠出産休暇、育児休業が取れる体制にあり、退職しなければならない状況にあるとは考えておりません。
98	不登校対策に関すること	不登校児童を増やさないために、登校サポーターを確保してほしい。探すことが困難です。	各校でのお迎え支援や別室登校支援の充実のため、登校サポーターの人員確保は大きな課題と考えています。学区内の地域での人材確保に加えて、平成30年度からは募集チラシの作成や区ホームページでの公募を行いました。平成31年度は、広報誌やツイッター、フィエスブックでも周知し、事業説明会を西新井・綾瀬・竹の塚の各地区で行い、一定の人員増につながっています。その他、NPO団体や大学への周知も行っており、今後も学校と協力しながら人材確保の工夫を推進していきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
99	不登校対策に関する事	個別対応が必要な児童は年々増えています。学習がわからず暴れたり特性によって適応できなかったりする。その現象面だけを見て支援するのでは根本の対策にはならない。少人数に分けてしっかり指導できる人をつけてほしい(支援員の派遣)。	個別的な支援や関わりが必要な児童・生徒、またそのような児童・生徒が複数在籍するような学級に対して、教員または心理の視点から授業参加や対人関係などの改善を支援する支援員の派遣を行っており、引き続き推進してまいります。
100	不登校対策に関する事	学校支援員の増員は良いが、申請手続きを簡略化し、早急に配置できるようにして頂きたい。	支援員を派遣して効果のある支援を行うためには、事前に子どもや学級の様子を理解し、実現可能な目的を持って派遣を行う必要があります。支援員の人数に限りがあり、多くの学校がある区の現状では、現行の申請手続きは派遣の是非を判定するために必要最小限なものと認識しておりますが、できる限り迅速な支援員の派遣に努めてまいります。
101	特別支援教育に関する事	特別支援教育では、クラスで「ちょっと気になる子」がどのクラスにもいます。そのことについて全教職員が「気づき、共有する」ことが求められますが、そのためには、 ① 全教職員が「気づき、どう対処するか」の力量が必要です。その研修と、校内での「共有する」研修会の徹底が重要です。担当者だけでなく、全教職員研修の充実をもっと図るべきです。 ② ユニバーサル教育では、人間の多様性を認め、一人ひとりの個性と向き合うことができる環境整備と教育が求められます。そういう観点から考えると現在の足立区の学校の適正配置・適正規模の基準では、大きすぎます。1クラスの人数も20人程度にすることが必要です。 現在の競争の教育(学力テスト体制)でなく、学習の主体を児童・生徒に変えるという基本的な視点を確立し、環境整備と教育実践が求められます。当面、環境整備と研修をきちんとすべきです。 ③ 「気づく」「つなぐ」「支える」の連携の強化の基本は、各担任が余裕を持って関わるができるゆとりがないと出来ません。学校の中の無駄な仕事の精選が必須です。	① 特別支援教育の推進については、全教職員の理解が必要であると考えています。特別支援教育研修では、通常学級の担任等を対象とした研修を実施する事で、特別支援学級・特別支援教室の担当教員以外にも広がっていく事を目指していきます。また、管理職向けの研修を通じて、校内研修の実施について促していきます。 ② ユニバーサル教育では、「先生の関わり」と「伝え方」に視点を置き、どのような児童・生徒にとっても分かりやすい授業を教員が展開していくことを目的に進めています。学力調査は、学力の定着度合いを確認するためであり、競争に偏重したものではありません。 今後も学習者(児童・生徒)を主体とし、ユニバーサル教育を実現するための手段でもある「足立スタンダード」を徹底していくとともに、学級環境等の改善の検討と、これらを踏まえた研修を行うことで、教員への理解を促していきます。 また、少人数学級の拡大については、都教委へ引き続き要望していきます。 ③ 教育がゆとりを持てるよう、平成31年4月より実施している働き方改革の方策推進により、教員の負担軽減を図っていくことで、教員が「気づき、共有する」環境を整えていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
102	特別支援教育に関すること	特別支援に関する指針の弱さを以下の点から感じている。①現場任せ②げんきの毎年の人事異動で切れ目だらけ。相談の手続き等全て毎年一からはじめるような状態。③げんきに専門性のある人材を配置してほしい。	① 現場の皆様にご多大なご協力をいただきながら、特別支援を推し進めていることは認識しています。今後とも現場との連携をより強化し、支援を進めていきます。 ② 常勤職員の異動については、区人事課の方針に従って進めていますが、引継ぎの徹底を図り、経験値のある職員がフォローするなど、円滑に相談することができる業務体制でしっかりやっていきます。 ③ 現在げんきには特別支援教育を担当する指導主事や心理士等を配置しています。また、令和2年度には常勤心理職を増員します。今後とも必要な人材を精査し、専門性が担保できるよう、人事配置への反映を求めていくとともに、相談員の雇用も進めていきます。
103	特別支援教育に関すること	施策2に「指導経験を備えた教員経験者による指導」とあるが、特別支援学級には専門的な知識を豊富に持った教員がいないことが多いです。区の研修を利用したり、自主的な研修に行っているが、不十分です。各校にベテラン教員を配置することが望ましいが、難しければ巡回形式にしていきたいです。	区としては、保護者との連携のしやすさや校内の教員同士の連携の強化をより図ることができる体制が特別支援教育を推進する上で効果的であることから、各校に特別支援教室担当の教員を配置する体制を取っています。今後もこの体制を継続していきます。 しかしながら、特別支援教室の担当教員は、初任者も多いため、各校で孤立することにならないよう、週に1回ブロック内の教員が情報共有等が図れる「ブロック連絡会」を実施できるようにしています。
104	特別支援教育に関すること	特別支援教室に関わる教員や専門員の研修と交流に力を入れるのは当然のことですが、特別支援教室担当の教員が、最低3年以上は指導を継続できるような校内人事にしてほしいです。専門性の向上が大切だと考えます。同時に管理職のマネジメント研修を強化してください。	特別支援教室の担当教員が3年以上継続できるよう校長会等で伝えていきます。 特別支援教室の担当教職員の専門性向上と管理職のマネジメント力向上を強化するため、研修体制を充実させていきます。令和2年度より、研修の内容を見直し、より実践的な内容にしていきます。
105	特別支援教育に関すること	一人ひとりに応じた教育を特別支援教室で目指すのであれば一人ひとりに専門家によるアセスメントをとってもらえばいいと思います。今は専門的な知識を持っているものがないので、知識がない状態で「多分〇〇の傾向だから」と思ってやっている形になっているので改善してほしいです。	都の整備計画として、臨床発達心理士等が各校を巡回し、専門的見地から助言等を行っています。また、必要に応じて、こども支援センターげんきの統括指導主事や心理士等が積極的に学校を訪問し、教職員に指導・助言しています。
106	特別支援教育に関すること	特別支援学級を増設してください。高野小、東湊江小は30人を超える児童数となっており職員の負担が重すぎます。また、8人定員を6人にするなど、教職員の増員が必要です。	固定学級の増設について、必要とする児童・生徒の人数や地域、時期を予測することは難しい状況です。今後は保護者のニーズを把握する方法を再検討し、適正な就学ができるような特別支援学級を目指していきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
107	特別支援教育に関する事	チューリップシートは全員でなく希望制もしくは保育園等ですすめられた方のみで良いかと思ひます。	チューリップシートにつきましては、保護者自らが子どもの情報を把握し、就学先へつなぐツールとして活用していくために改訂しました。 平成19年度より事業実施いたしました就学支援シート(現チューリップシート)は希望する保護者が記入し提出していましたが、特別支援を必要とする児童の保護者の方からの提出が少ない状況でした。
108	特別支援教育に関する事	チューリップシートを全保護者へ変更したことで、逆に困っている実態があります。特別支援を必要としていない児童にまで配付する必要はありません。以前のように就学前施設からの情報と保護者の要望を聞き取れる形に戻してほしいです。	平成30年7月に区内全小学校にアンケート調査をした結果、全ての小学校で入学前の就学児童に係る「聞き取り調査」や「面接」「児童の行動観察」など何らかの形で情報収集を行っていました。課題としてあげられている中で「保護者からの意見聴取の機会が少ない」というご意見がありましたので、その機会を得る効果的な手法の一つと考え、上記シートを全家庭に提出していただくことにしました。
109	特別支援教育に関する事	チューリップシートの提出率が上がったことによって、どの児童の支援を要さなければならないのか逆に不明確になり混乱を招きました。保護者が必要なのであればご自身で書くと思ひますし、書いてほしい保護者には教師側から促すといいと思ひました。	就学前機関からの情報は提出された「児童要録」や「個別支援計画(園生活支援シート)」の活用、特別支援教育利用児童につきましては「就学相談」の結果なども合わせて活用いただきたいと思います。
110	特別支援教育に関する事	幼保小連携や小中連携の中に授業交流と同時に特別支援に関する情報交流を重点的に取り組んでいく必要があると思ひます。チューリップシートや学校生活支援シートの活用が上手くできていないと思ひます。	幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校への移行期のつなぐ支援は重要であると考えています。現在実施している、チューリップシート・学校生活支援シートの活用については、研修等を通じて案内していきます。
111	特別支援教育に関する事	知的障がいを抱える固定学級の数が、学校現場のニーズに合っていないと思ひます。令和6年度までに小中合わせてプラス1校は、少ないと思ひます。知的な遅れがない児童を対象にした特別支援教室(コミュニケーションの教室)がその役割を兼ねている状況が見られます。	固定学級の新設は事前に都との協議が必要である一方、必要とする児童・生徒の人数や地域、時期を予測することは大変難しい状況です。今後はニーズを把握する方策を検討し、適正な就学を目指していきます。
112	特別支援教育に関する事	就学支援委員会の回数、メンバー、内容が見えない中、特別支援教室に措置したい児童の判定が遅く、指導の見通しが立てづらい状況です。迅速な対応ができるようにしてほしいです。	特別支援教室の申込については、児童・生徒と保護者との面談や発達検査の実施等で、一般的に判定までに1～2カ月程度必要になります。 ケースによっては、時間がかかる場合もありますが、できる限り迅速に対応していきます。
113	特別支援教育に関する事	保護者への支援とありますが、げんきの職員は親身になってくれる方も多し中、言ったことをやらないなどの保護者に対しては相談しても学校で、と言われてしまうこともありました。困っているから相談しているのに学校にまかせるのはどうかと思ひました。	個別のケースについてはここで述べることはできませんが、今後も学校とげんきの双方が協力して、保護者に寄り添った相談・支援をしていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
114	特別支援教育に関する事	集団適応が苦手な児童、生徒が増えています。介助員が必要にも関わらず、人材探しは学校任せになっています。働き甲斐のある介助員制度にして、増員を図ってほしいです。	これまで、人材を確保するために、あだち広報および区ホームページ等で募集を呼び掛けていましたが、今後は情報提供先の拡大等を図り、人材確保に努め、負担軽減を図っていきます。
115	特別支援教育に関する事	介助員の申請をする際、申請理由も介助員の項目に沿って書いたが、電話で「それでは申請が通りません」と言われ、基準を聞くと「他害のあるようなお子さんです。」の一点張りで話をきいてもらえませんでした。また、申請が通ってもその後の人員は自校で探して下さいと言われ、申請が通らない理由は介助員の不足にあると分かりました。このため、介助員の人員の増員をお願いしたいです。	介助員配置の可否にあたっては、子ども一人ひとりの教育的ニーズを考慮し、必要に応じて介助員を配置しており、今後も継続していきます。そのため、人員の不足を、否認とする理由にはしていません。 なお、学習の補助のほか、著しい暴力行為に対して、身を挺して止めること等は介助員業務の対象外です。そういった理由による申請の場合は再検討をお願いしています。また、普段の学校生活上の工夫で状況の改善が見込まれる場合は、専門家の派遣等を提案しています。
116	特別支援教育に関する事	他区の介助員は足立区よりも優遇されているため、交通費の支給や時給のアップなどの待遇面での改善を区が行い、介助員がもっとたくさん各校に配置される状況を区が作る必要があります。	介助員は令和2年度より会計年度任用職員に移行しますので、その制度の中で、交通費を支給する等の待遇面の改善を行いますので、他区と同等の見込みとなる予定です。また、介助員を募集する情報提供先の拡大等を図り、人材確保に努めていきます。
117	特別支援教育に関する事	成果指標「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導を実践している教員の割合」を5年間で100パーセントにするという数値目標がとても曖昧です。小学校と中学校各々にモデル校をスタートさせ、イメージを具体化させて発信してほしいです。	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校教育の構築について、令和元年10月から、外部委員を加えた特別支援教育検討委員会で、研修内容の見直し、指導法、環境などの課題解決に向けて協議を始めました。今後、学習環境等を整備していくとともに、研修計画に沿ってICT機器を活用した指導を推進し、活用できる教員を増やしていきます。
118	特別支援教育に関する事	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導を実践するためには作成準備等に時間も人手もかかります。担任にそのような作業を行う時間はありません。介助員を各支援学級に1人以上配置し、授業準備以外の仕事の補助をしていただきたいです。今の働き方では限界があります。	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校教育には、授業の改善のほかにも、環境の整備やタブレット端末などのICT機器を活用した分かりやすい情報提示なども含まれます。特別支援教育検討委員会で協議を重ねて、できることから教育活動に生かせるようにしていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
119	特別支援教育に関すること	特別支援学級の教科書選定にあたっては、担任の意見が反映されるようにして下さい。選定委員の方は児童の実態を知らずに意見を出され、希望する図書(教科用一般図書)を変更するように指導され困っています。	特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領に準じて編成され、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができます。 したがって、まず検定教科書の採択の適否と文部科学省著作教科書の使用の適否を検討した上で、一般図書の採択を考慮していきます。 各特別支援学級設置校校長が選定する一般図書の採択については、小・中学校長を含めた委員で構成された、特別支援学級で使用する教科用図書を審査する図書委員会において、適正であるかを審査しております。
120	特別支援教育に関すること	区立特別支援学級の大規模学級の解消を、早急に手をつけていただきたい。 連合の行事を現場の先生方、保護者の努力で続けているが、3学級校やそれに近い学級の参加の仕方など支障があると聞いているが、支障があるから行事を止めるのでなく、教育内容を充実するためにも、適正な規模を追求していただきたい。 また、20名以上の学級だと日頃の児童の把握、日課の流し方、保護者対応の担任間の共通認識など不十分さが予想できる。	学級の新設にあたっては、No.111の回答をご参照ください。また、在籍児童・生徒数が偏ることのない体制を目指していきます。 スポーツや学習発表等の連合行事については、在籍する児童・生徒が自分の力を試したり、自分を表現するうえで、大切な機会と捉えています。適正な規模で実施できるよう各連合を支援していきます。
121	いじめに関すること	区の2013年の「いじめに関する第三者委員会による調査報告書」によると、子どものいじめ自殺防止のために「『教員の事務作業の削減』と『教員数の増員』によって教師に物理的・精神的な余裕ができれば、いじめの早期発見に必要な『感じる力』が養われる可能性が高くなる」と指摘されているが、教職員の仕事の見直し、無駄な仕事の精選が行われておらず、まずは手をつけるべきです。そして、教員と児童生徒が触れ合える時間を作り出すべきです。そのことで、早期発見・早期対応が可能になります。	子どもたちと触れ合う時間を増やすことで、教員が子どもたちの変化に気づくことができ、いじめの早期発見・早期対応に有効であると考えます。そのため、時間外の電話対応軽減、私費会計担当の非常勤職員配置、重複調査の精選など、教員の働き方改革に取り組みつつ、学習支援員、生活指導員などの人材の配置も行っています。
122	いじめに関すること	いじめに関する成果指標について、そもそも児童・生徒に肯定的な回答をする割合のアップを求めていることに問題があります。数値は結果としてついてくるわけで、区がどのような支援を行うのか、具体的に示すべきです。	子どもたちに「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」という意識をもたせることが重要であると考えます。学校訪問を通して実態を把握し助言を行ったり、いじめ防止研修を実施したりする等、具体的な取り組みを行っています。今後もいじめの対応については、教育委員会が必要に応じて学校に支援を行っていきます。
123	いじめに関すること	現在いじめられている児童・生徒が安心して相談できる場所や方法をあちこちにつくる必要があります。	いじめで困っている児童・生徒が相談先を見つけることができるよう、現在、区立学校の全児童・生徒に「足立区いじめ110番」を明記したカードを配付しています。また今後は同趣旨のクリアファイルの配付も検討しています。 引き続き子どもたちには、相談できる場所をわかりやすく伝えていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
124	学校適正規模に関すること (全体)	学校を少なくするのは反対です。学校は地域の宝です。防災の避難所にもなる。	学校の統合の目的は、児童・生徒数の適正規模化と施設更新により、子どもたちの教育環境の向上を図ることです。 義務教育という大切な時期に、適正な児童・生徒数の集団生活の中で、互いに認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる教育環境を整えることが、人間力の育成と学力向上を図ります。 また、現代の学びに合わせた校舎に更新することで、学校生活をより充実させることができると考えています。 学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保してまいります。 統合校における登下校の安全対策については、従来の安全マップの作成や地域の皆様の見守りなどのほか、学童擁護員の増員や防犯カメラの増設などの新たな安全対策を講じて、子どもたちや保護者の皆様の不安を軽減していきます。
125	学校適正規模に関すること (全体)	少人数の学校こそ、一人ひとりの生徒に目が行き届き、人格形成、学力向上でも成果を上げています。小さな学校を潰す学校統廃合は百害だけです。住民にとって、災害時の避難場所もなくなります。	
126	学校適正規模に関すること (全体)	令和3年度に学校の統廃合に関する決定をするということですが、以下のため反対です。 ①昨年の台風の時、避難者があふれた所や、うまく機能しなかった所があると聞いており、身近に避難所があることは安心につながります。 ②通学距離が遠くなることは登下校中に事件に巻き込まれるといった危険が広がることにならないでしょうか。近所さんが見守ることができる範囲が良いと思います。	

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
127	学校適正規模に関すること (全体)	新田学園は大規模で大変なことになっているようですが、さらに他の学校の統廃合を進めようとしていると聞きました。次の点から今ある学校を統廃合しないでください。 ① 小・中規模学校だと児童・生徒と大人がしっかり向き合え、また、大人同士も意思疎通ができます。さらに、教育活動・大きな行事のほかあらゆることに、ゆとりをもってでき、集合解散や避難なども時間が短くて済みます。特別教室や校庭・体育館等の使い方にも余裕ができます。 ② 運動会など、学校を基盤とした交流活動がなくなり地域がさびれます。 ③ 児童の通学距離・時間が長くなることで負担となり、特に学童や放課後教室からの帰りが遅い子や低学年の子が学校からの距離が遠くなることはかわいそうです。 ④ 廃校により区民の避難場所も遠くなり、避難をあきらめてしまう高齢の方も出てきます。昨年の洪水警報による避難からの教訓を活かしてください。 ⑤ 投票所が減り不便になると棄権する人も出てきます。	① 小規模校においては、クラス替えができない、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、運動会や学芸会などの学校行事の教育効果が下がる等の課題があります。そのため、年少人口の推移や施設更新の時期等を総合的に勘案しながら、可能な範囲で学校の適正規模化に努めています。 ② 統合校が、これまで受け継がれてきた両校の歴史や文化を融合させ、地域コミュニティの核となり、地域から愛される学校となるように今後とも取り組んでいきます。 ③ 通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆっくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆっくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。 ④ 震災時の第一次避難所につきましては、学校施設の動向にあわせて、避難所の再編を行っています。避難想定人口や跡地利用の方針を踏まえ、区から再編案をお示し、町会・自治会や避難所運営会議など、地域の皆さまにご相談・ご説明しながら進めていきます。 再編後の避難所は、あだち広報や地域の掲示板、回覧板等を活用し、可能な限り具体的に地域の皆さまに周知します。 水害時に避難できる施設につきましても、小・中学校のほか、災害協定の締結などにに基づき、民間施設などにも避難できるよう、調整を進めています。 ⑤ 統廃合により既存の投票所が廃校となった場合も原則、投票区の削減は行わずに投票区域内の他の学校、住区センター等の公共施設を投票所として選定してまいります。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
128	学校適正規模に関すること (全体)	学校の統廃合は反対です。 学校が近くにあることにより若者の所帯が住みやすく、街の発展の土台になります。 東日本大震災の時、不安で外に出ましたが、中学生が皆の集まる公園に連れて行ってくれ、また、泣き出した子もいた場を和ませていて、学校は地域の中心に存在していることを実感しました。 桑袋の子ども達は橋を2つも渡り、低学年の足では40分もかけて桜花小学校へ通学しています。また、その地域の住民は遠くの投票所へ行く必要があり、特に高齢者は歩くのが大変で選挙権の行使が困難となりました。 学校は避難所としても大切です。昨年のような台風はいつでも起こります。 統廃合は子どもの数の変動により行うべきでなく、その地域の中心に置く考えに立ってもらいたいと思います。例えば、空き教室を学童保育室や保育所、介護施設、診療所、子ども食堂等として活用してほしいです。また、交通に便利なコミュニティバスなどを走らせ、子どもと老人が住みやすい街づくりをめざしてもらいたいです。	通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆつくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆつくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。 学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保してまいります。 空き教室の教育目的外への利用は、国からの補助金等を利用し学校を建築している関係上、基本的には制限されております。しかし、社会情勢や地域情勢の変化に応じた利活用は今後必要となると考えられるため、各関係所管と検討を進めてまいります。 コミュニティバスにつきましては、足立区総合交通計画(令和元年11月策定)に基づき日常の移動に関して不便度が高い地区で、バス等の交通手段の導入を地域、行政、バス事業者と連携して検討しています。
129	学校適正規模に関すること (全体)	区のガイドラインは「子どもたちの小学校の通学距離を800mから1,200mに長くし、子どもたちにとって危険」「1,200mは直線距離であり、実際の通学時間40分以上かかる」「避難所が減らされるのはおかしい」など快適・安全・安心ではなく、子どもたちを危険にさらす計画であり撤回すべきです。	通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆつくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆつくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。 統合校における登下校の安全対策については、従来の安全マップの作成や地域の皆様の見守りなどのほか、学童擁護員の増員や防犯カメラの増設などの新たな安全対策を講じて、子どもたちや保護者の皆様の不安を軽減していきます。
130	学校適正規模に関すること (全体)	大きな学校は、「管理に重き」を置き、主体性を育てることができず、小さな学校は、「子どもたちが主体的に考え自分の運命に対する支配感」を育むことができます。 「学校規模の基準を250人以下にする。1学年1クラスでも学校は存続させ、将来は全学年1クラスの小さな学校を目標とする。当面、これ以上学校を減らさない(避難所としても必要なため区議会で統合が決まっている学校も凍結する)。」必要があります。	小学校では、最低限クラス替えができる各学年2学級以上が必要であるため「1学年2～4学級の12～24学級(児童数は340人～760人)」を、中学校では同じ地域の小学校2校程度から1つの中学校に進学することを想定して「1学年4～8学級の12～24学級(生徒数は370人～840人)」を適正規模としています。 区立小・中学校を適正な規模にし、教育環境を可能な限りすべての小・中学校で同じように提供していくため、今後も適正規模・適正配置事業に取り組んでいきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
131	学校適正規模に関すること (花畑)	花畑中と花畑北中の統合をやめてください。 中学生が3本の河川を渡って30分かけて毎日通学することは大変です。また、区は進んで学業に取り組み易い条件をそろえるところ、通学に時間を要することは学業やクラブ活動の時間が短くなることになるため、やるべきではありません。 さらに河川に囲まれた花畑地域で洪水が心配なことから、住民が安心して避難できる一番の場所である学校を住民の近くに残しておいてください。	花畑地域の適正規模・適正配置については、今年度実施している人口推計を見極めたうえで、来年度詳細に検討し、令和3年度に方針を決定する予定です。現状では、小規模傾向にある花畑北中学校と花畑中学校の改善を図る必要があると考えています。 方針である適正規模・適正配置実施計画(案)を策定後には、関係町会・自治会、開かれた学校づくり協議会、保護者の皆様に丁寧に説明し、地域の意見を出来る限り反映してまいります。 また、学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保していきます。
132	学校適正規模に関すること (花畑)	花畑地域の小・中学校の統廃合はやめる。	
133	学校適正規模に関すること (花畑)	花畑地域では新築住宅が増えていること、桑袋小が廃校になって川を3つも渡って桜花小に通ってきていること、台風で避難してきた人もたくさんいたことに加え、学区域が広がると新田のようになりかねないため、統廃合はやめてください。 学校を自由に選ばせ、人数の多い少ないで統廃合しているとしたら、地域の機能も壊れる。学校を壊して一緒にすればマンモス化は避けられず、一人ひとりに目が行き届かなくなり、かつてのベビーブームの時のような“荒れ”も生まれるかもしれません。	

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
134	学校適正規模に関すること (花畑)	新田学園は教職員、生徒であふれかえった学校です。体育でベランダを走る、遠くの校庭にバスで通うなど、ありえないことです。生徒が増えるから統廃合しないで、という区民の声を無視し、今になって人口推計を誤った、と言っている。ならば、速やかに校庭を予定している所などに、新しい学校を作ってほしい。このままでよいとは思っていないか。	新田学園が適正規模を超え、児童・生徒や保護者、地域の皆様にご心配とご不便をおかけしていることについてお詫び申し上げます。 当面、運動施設の不足に対応すべく、学校や地域の方々と検討を重ね、旧新田小学校跡地に第二校庭を整備することとしました。今後とも新田学園の教育環境の向上を目指し、児童・生徒数の推移を見極めながら、取り得る最善策を講じてまいります。
135	学校適正規模に関すること (新田)	新田学園のマンモス校の解消を検討すべき。新聞報道で、改善策として1～4年生(支援学級も)の体育の授業を元の新田小学校校庭にバスで往復して行う計画があると聞いたが、予算を使つてのこの施策は小手先ではないか。子どもたちの学校生活が貧しいのでは申し訳なく思います。今を生きる子どもたちに最善のものを用意していただきたい。抜本的に思い切った分離を検討してこそ評価できます。	
136	学校適正規模に関すること (新田)	新田学園は2013年から校庭のない第二校舎で、1年から4年の児童950人が生活しています。足立区は2022年には2210人、62学級になると予測していますが、これは文科省が「速やかにその解消を図るよう設置者に促している過大規模校31学級」の2倍であり、安全、教育上の問題が山積しています(同様のご意見を外1件いただきました)。	
137	学校適正規模に関すること (新田)	全国的に最もひどい環境にある新田学園の1800名を超える過大規模校に対する施策が何も示されていません。すみやかに適正規模にするための、分校設置、学校自体の分割を行うべきです(同様のご意見を外1件いただきました)。	
138	学校適正規模に関すること (新田)	足立区基本計画(施策4)、戦略2適正規模・適正配置を掲げながら新田学園の大規模校をどうして放置しているのでしょうか。旧新田小の跡地がそのまま残っているので早急にもう一校新設すべきです。身体を動かすことが大好きな子どもたちが休み時間に思いきり遊べない学校など考えられません。今の子どもたちはそのままにして子どもの自然減を待っているとすれば、あまりに無策だと言わざるを得ません。	
139	学校施設等に関すること	学校は地域の大切なコミュニティセンターとして大切である。身近な駆け込み寺であり、有人管理施設にすべきである。災害の避難所、選挙の投票所、スポーツ・文化の場として大切である。	学校施設は地域コミュニティの場として重要な役割を担っているため、地域の皆様に体育館・校庭等を開放し、活用を図っていただいておりますが、学校施設の有人化管理につきましては、多額の費用を要するため、機械警備としております。 また、災害時には円滑に地域の避難所として運営できるよう、体制の再構築を検討しております。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
140	学校施設等に関する事	校舎内に避難する場所が確保できるよう早急に検討して頂きたいです。	災害時の避難所としての学校施設運営につきましては、昨年の台風上陸時の教訓を踏まえ、現在、体制等の再構築を検討しております。
141	学校施設等に関する事	スポットクーラーが昨年導入されたが、設備の老朽化が目立つ学校、面積によって設置できない学校があったり、設置により衛生面に影響が出る学校もあると思うので、エアコンや換気設備の充実をお願いしたいです。	給食室へのエアコン設置等につきましては、当面の対策として2台のスポットクーラーを各校に配付し、学校ごとの実情に即した運用をお願いしておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、今後改築を行う学校につきましては、順次エアコンを整備していきます。
142	学校施設等に関する事	空調施設の計画に給食調理室が入っていません。働き方改革、労働者の健康安全面からも早急に改善してほしい。	体育館へのエアコン設置につきましては、活動指標一覧への掲載上、目標年度である令和6年度、設置完了100%の記載となっておりますが、令和2年度中に全小・中学校に設置予定となっております。 また、給食室へのエアコン設置につきましては、当面の対策として2台のスポットクーラーを各校へ設置しておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、今後改築を行う学校につきましては、順次エアコンを整備していきます。
143	学校施設等に関する事	夏場の給食室の湿度温度は安全な給食の提供に適しているとは言えない環境となっています。施設の改善計画に給食室も加えてください(スポットクーラーでは不十分です)。	
144	学校施設等に関する事	体育館のエアコン設置完了は、令和2年度までに100%のはずです。また、給食室のエアコン設置は、調理員の体調維持のためにぜひとも必要です。	
145	学校施設等に関する事	食育の一環として、児童から見えるように大きく、衛生管理のために開かない窓が増えているが、これだと室温が高くなり、夏場は具合が悪くなる調理員が続出しているため、給食室内にエアコンを取り付けてください。23区では大半の区で全校設置されています。	
146	教員の働き方改革の推進に関する事	私費会計事務を処理する事務職員も正規として頂きたいです。個人情報にもかかわる仕事であり、守秘義務があります。足立区の会計事務は複雑すぎるので簡素化してほしいです。	私費会計事務(給食費・教材費)を担う人材につきましては、非常勤職員ではありますが、地方公務員法上守秘義務が定められ罰則の適用もあり、常勤職員と同様です。さらに、任用当初より、研修や事務説明会において、個人情報保護に関する守秘義務等の遵守について厳しく伝えています。 会計事務に関しては、正確性追及のため、現在の事務処理としていますが、事務の標準化など適宜改善に努めています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
147	教員の働き方改革の推進に関すること	タイムカードが、正しく印字されるよう、不正・データ改ざんが起きないようにしてほしい。	正確なデータの蓄積は、長時間在校の実態を把握する上で不可欠であり、今後も、学校長及び副校長に対し、出退勤時間の正確な把握について注意喚起をしていきます。
148	教員の働き方改革の推進に関すること	教職員の長時間過密労働を解消するためには、人員を増やすしかありません。サポーターやボランティアのように指示されてしか指導できない人員ではなく、自分で責任をもって生徒と関われる、正規の職員としての人員増を望みます。業務の削減も大事ですが、生徒との関係を大事にする人を増やす方向での「働き方改革」を望みます。いじめ対策にも、やはり大人の目が行き届いていることが大切だと思います。	教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくとともに、授業研究や子どもたちの対応などに十分な時間を充てられるよう、こうした業務以外を非常勤の配置等により支援し、教員の長時間在校の解消と、一人ひとりに寄り添った教育活動を進めてまいります。
149	教員の働き方改革の推進に関すること	教員一人ひとりが、自身の心身の健康の保持・増進を図るとともに、子どもと向き合いより良い授業を行うための十分な時間を確保するため、教員の負担軽減に向けた環境整備が課題とありますが、どのように具体化しますか。	平成31年2月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定し、平成31年4月以降、以下の具体策を実施しています。 ① 出退勤システムの導入による出退勤時間の記録 ② 私費会計(給食費・教材費)業務を担う人材(非常勤職員)配置 ③ 夜間等、時間外における外部電話対応機器導入 ④ 一斉退校日の設定 ⑤ 部活動指導のための人材配置 ⑥ 重複調査等の防止 ⑦ 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデルの継続等(モデル校2校のみ)。 教員が子どもたちと向き合う時間を十分にもち、一人ひとりに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、今後もこれらの具体策を推進し、負担軽減に向けた支援を図ってまいります。
150	教員の働き方改革の推進に関すること	業務量の大幅改善の施策を示してください。	
151	教員の働き方改革の推進に関すること	教員の働き方改革の一層の推進を求めます。	
152	教員の働き方改革の推進に関すること	現在のビジョンに示されている業務を各学校に要求する以上、区は現在の学校の取り組みの何を削って教員の長時間労働を解消させるつもりなのか何も示されていません。	
153	教員の働き方改革の推進に関すること	教職員の働き方改革の推進～教職員の過密労働を真に改善するには正規の教職員を増やすことが前提で、独自に予算化していただきたい(同様のご意見を外1件いただきました)。	
			区独自の教員採用につきましては、人材の確保、将来的な財政負担ならびに勤務条件の整備等の課題があるため、区独自で教員を採用することは現時点では困難であると考えます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
154	教員の働き方改革の推進に関すること	産休代替、病休代替、体育軽減講師が見つからず、欠員がでている学校をなくす努力をしていただけないでしょうか。	近年の顕著な教員不足については、都教委も深刻に受け止め、人材確保に努めているとのことですが、欠員の補充が遅延することのないよう、引き続き都教委に対して繰り返し要望しています。 また、区教委としても、大学等の関係機関や各種説明会等の機会を通じて情報収集を行っているほか、区HPに人材募集を掲載するなどしており、今後も教員として適切な人材確保をする努力を続けていきます。
155	教職員に関すること	教員の1年間を通じての変形労働時間制を、足立区で実施しないでください。教員は、病気、休職、通院、子どもを含む家庭の仕事など抱えています。他の職種より、それは厳しいものです。仕事量を減らす、教職員の人数を増やす事こそ、本当の解決です。区民や職員団体の意見を十分聞き、話し合ってください。特に職員団体との話し合いがなければ、それは労働基準法違反です。なぜなら、勤務条件を大きく変えることになる案件であり、労基法で、職員団体との話し合いを義務付けているからです。	令和元年12月4日に、変形労働時間制を公立学校の教員にも適用可能にする改正教職員給与特別措置法が可決・成立しました。 今後の東京都条例の改正も含め、引き続き国、都の動向を注視していきます。
156	教職員に関すること	1年単位の変形労働時間制の導入の条件は、①繁忙期と閑散期があること。②恒常的な時間外労働がないこと。③1か月前に事前に勤務時間を示すこと④それによって年間平均週40時間の勤務が保てることなどですが、現在の学校現場は、1年中長時間過密労働であり、実施する条件が存在しません。導入してもさらに長時間過密労働になるだけですので導入しないことです。	
157	学校運営に関すること	学校現場が、教員同士のいじめ、管理職からのパワハラ、管理職も区教委からの「支援・指導」もあり、人権が無視されている学校がいくつもあります。そういったことを無くし、個人個人が尊重され、「もの言う自由」自由な議論ができる職場にすることです。それによって教職員の「協同性」が生まれ、子どもたちの人権も守れるのです。	教員が信念をもち、子どもたちに自信をもって関わり、指導をしていくことは、高い教育効果が生まれると考えます。そのためには教員が自己の力を十分に発揮できる、働きやすい職場環境が必要です。 引き続き研修等を通して、教員の人権感覚を高め、一人一人の教員が尊重されるよう、努めてまいります。
158	学校運営に関すること	先生方が、例えば自分のクラスの子ども、授業で行った他クラスの子の問題点や、気がかりなことを、お互いに自由に話せる関係を作ることが大切である。管理職に相談し、それで解決するなどは教員の力を育てません。上意下達の学校運営のやり方こそ改善すべきである。また、先生方が相談できる心のゆとりを作るためにも、教職員の人数増は必要である。	教員に対する指導については、管理職からはもとより、教員間でも指導力を高め合う取り組みが行われており、その中で児童・生徒理解についての情報も共有されています。 また、教員の心のゆとりをつくるため、教職員を増やすことも必要な視点であると考えておりますので、引き続き東京都教育委員会へ教員の増員を求めると共に、区としても学校を補助する人材の確保などを進めていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
159	学校運営に関する事	児童・生徒の成長発達、問題解決に直接に当たっているのは、現場の教師なのに様々なことを強制され、目の前にいる児童・生徒の成長・発達段階に応じた指導が困難になっている。 ① 学校でやることを区教委が一方的に決め、納得できないことを強制されるという、学校の自主性を認めない。 ② 教職員の協力・共同が教育実践活動の命だが、階層化して一部の人が決定権を持ち、従うことを強制される校内体制ではこうしたものが生まれにくく、子どもと直接ふれあい指導している教師一人ひとりが孤立し、十分な力が発揮されていない。このため、豊かな教育、楽しい学校になっていないところに問題の解決を困難にさせている。	学校長は、自校や地域の実態を鑑み、教職員の特性を十分に生かした上で、カリキュラムマネジメントの実現を図るべく、組織的に学校経営を進めており、教育委員会もそうした学校経営をバックアップすべく、各種施策を実施しています。 今後もすべての教職員が力を発揮することのできるような学校組織作りに向け、引き続き指導、支援してまいります。
160	学校運営に関する事	学力向上アクションプランの進捗管理に関する取り組みを一切やめます。 学力向上は、毎日の授業の充実と各学校の自主的な補習、教員の要求に基づいた研修会を通して図っていくのであって、区が用意する補充教室等（そだち指導員やサマースクール、英語チャレンジ講座、英語マスター講座、中1夏季勉強合宿等）は子どもや現場の負担になるため、受け入れるかどうかは一切学校に任せます。放課後や休み時間を使った補習は、子どもの自由な時間を奪い、勉強嫌い、学校嫌いになっていく恐れがあり、子どもに無理がないようにします。	各学校が「学校経営計画」の重点的な取組事項の1つに「学力向上アクションプラン」を掲げています。各学校がそれぞれの課題に即してアクションプランを策定し、PDCAサイクルに基づき進捗管理しています。 学習内容の定着に課題がある一定の層に対しては、区がそだち指導や民間教育事業者を活用した補習事業、勉強合宿等の事業を提供し、児童・生徒のつまずき解消に一定の効果を得ています。今後も学校支援策として機能を果たしていくよう改善しながら継続していきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
161	学校図書館に関する事	学校図書館の充実に力を入れてほしいです。子どもたちの学力の基本である豊かな知の力を身に付けるにはもっともっと学校図書館の利活用を図るべきです。図書館司書が常時配置されていることが基本で、図書館に行くと楽しい本が見つかる、疑問に思っていることもすぐ調べられる、分からないこともすぐ聞いて教えてもらえる、そういう学校図書館を常に準備しておくことが重要なことなのだと思います。学力テストやそのための過去問をやるよりも、はるかに子どもたちの学力は向上していくのではないのでしょうか。	現在足立区においては、区立中学校では非常勤の図書館支援員を週5日配置し、区立小学校では委託事業により図書館支援員を週1日配置しており、学校図書館の環境整備や活用充実に取り組んでいます。 今後、読書活動や学習活動等様々な場面での学校図書館の利活用を進めることによって、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学びの実現」、「言語能力や情報活用能力、問題解決能力等の育成」を図り、学力の向上に繋げていきたいと考えています。また、教員が学校図書館を活用した授業を展開することが重要となるため、研修も充実させていきます。 なお、小学校については、令和2年度から支援員の配置日数を週2日に拡充します。今後、配置日数増による効果を検証し、引き続きより効果的な学校司書のありかたを検討していきます。
162	学校図書館に関する事	図書室に常時、司書の先生がいてほしいと思います。正規の職員を配置して頂けないでしょうか。	
163	学校図書館に関する事	中学校では学校図書館支援員の存在がとても大きいと思います。担任をもっていると、なかなか図書室に足を運ぶ時間が取れません。どうしても担任業務が主になるからです。小学校の先生はどうしているのかとても気になります。ぜひとも、小学校にも図書館支援員が常駐できるような財政支援が必要だと思います。支援員ではなく、正規の司書教諭を常駐させてもいいくらいだと思います。	
164	学校選択に関する事	学校選択を教室の許容量だけで判断されるが、給食施設が安全に給食を提供するには許容量を超える事態が生じている。学校の施設全体を考えた募集人員を考えて欲しい。	受入可能数を決定する際は、施設面の支障が生じないよう、学校施設や給食の担当とも連携して対応しております。
165	学校選択に関する事	大規模校だけでなく「小規模校」ゆえの困難さも生まれています。これには学区域の自由化に問題があると思います。もう一度、児童・生徒の実数にそって学区域を設定し、どこの小中学校に通っていても同じような教育を受けられるようにすべきでないかと思います。	学区域は、なるべく幹線道路や河川、鉄道等を越えずに安全に通学できることその他、避難所の運営等にも関連する町会・自治会との連携を意識して設定しております。 現行の学区域を維持しつつ、地域への情報発信など小規模校の魅力ある学校づくりを支援していきます。
166	学校選択に関する事	中学校も基本的に学校選択制を止め、地元の学校に進学するようにします。学校選択制により大小の学校が生まれ、子どもの意識の中に大きな学校は「良い学校」、小さい学校は「良くない学校」という偏見を生み出します。また、大きな学校では一人一人を大事にすることに限界を生じ、不登校を生み出す原因にもなっている。また、地元の中学に行かないため地域での活性化にならず、地域の町会や自治会の活動にも影響を与えています。地元の中学が盛り上がるようにすることにより学級数が安定し、教員もそのために頑張ることができます。	学校選択制度については、平成22年度から25年度にかけて保護者や開かれた学校づくり協議会の委員を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、平成26年度に外部委員も含めた「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」で検討しました。その結果、中学校については、子どもにあった学校を選択させたいとの保護者の多数意見を尊重して自由選択制を維持、小学校については通学の安全を重視して隣接区制に変更しました。 当面はこの決定を踏まえ、学校選択制度の下で各学校が魅力ある学校づくりを推進できるよう、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携事業のほか、「学校・地域・警察連携会議」等を通じた地域力の強化、学校情報データベースや各学校のホームページを通じた情報発信等の支援を進めていきます。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
167	貧困対策と就学援助に関すること	他の自治体に比べて経済的理由で就学が困難な家庭が多い足立区で、貧困の連鎖を断つ取り組みとして、就学援助施策はどうあるべきかが何も示されていない。	就学援助は、全ての児童・生徒を通じて各家庭に就学援助に関する情報を広く周知し、就学援助の対象となるすべての家庭が申請できる環境を整えることで、家庭の教育費の負担軽減を図るとともに、子どもたちが不安なく学校生活を送ることができることを目的としたものです。 就学援助により、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、義務教育を全うし、生き抜く力を身に付けることにより、貧困の連鎖を断つ取り組みにもつながるものと捉えております。
168	貧困対策と就学援助に関すること	足立区の就学援助率は、全国的には変化なく、都は微減の中、H22年を境に減少に転じ、全体で10%も減少したがその原因と方向性に対する記載がない。足立区の貧困状況が改善して援助を必要とする家庭が10%減少したと見るのか、それとも援助を必要とする家庭の10%に援助が届かなくなったことの反映と見るのか。就学援助は貧困対策にとどまらず、義務教育をすべての子どもに保障する基本施策である。足立区には援助を必要とする子どもがどれだけの数存在し、その全ての子どもたちに確実に援助が届いているのかどうか。	区の就学援助率の減少理由については、堅調な景気動向や拠点開発による担税力のある世帯の転入などが主な要因であると考えています。また、経済的困難を抱える子どもたちが不安なく義務教育を全うできるよう、区は全児童・生徒を通じて家庭への周知徹底を図っていることから、支援が届いていないとの認識はございません。
169	体験活動に関すること	多様な体験と言うならば、何故、日光・鹿沼・塩原などを廃止したのか。鋸南の施設を早期に直してほしい。民宿などだけに頼る校外授業でなく、独自の設備を作してほしい。	現在、小学5年生が鋸南、6年生が日光、中学1年生が魚沼で自然教室を行っています。主に中学2年生が実施していた塩原自然教室は、授業時数を確保するために平成16年に廃止しました。 現在、「鋸南自然の家」は台風の被害を受け、休館していますが、令和2年4月1日より再開する予定です。新たな施設を作ることは考えておりませんが、区立の校外施設である「日光林間学園」「鋸南自然の家」を利用した自然教室は今後も継続する予定です。
170	教育行政に関すること	貧困の連鎖をたち切るためには、足立区の子どもたちにとってすばらしいねと言われる人間味あふれる豊かな感受性を身に付け、心優しい思いやりのある生き方をしてほしいと思います。 点数が低くても、学ぶ楽しさを知れば卒業してからいくらでも自分で学んでいくと思います。とにかく自由によく話し、よく聞き、よく考える時間を子どもたちに作ってあげてください。	子どもたちに学びの大切さ、学びの楽しさを味わってもらうことは重要です。新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」をより良い形で実現できるよう、研修等を通して教員の力量を高める取り組みを行っています。今後も知徳体のバランスのとれた教育を引き続き推進してまいります。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
171	教育行政に関すること	これからは、足立区が質の高い教育と、文化の街として名を残すように、教育委員会としては、創意・工夫して頑張ってもらいたい。足立区には、かつて無かった大学が4校もある。足立の教育・文化の大きな変貌の時である。足立区も古い経営戦略を止め、もう少し崇高な目標を立て、歴史に残る業績・人を作ってもらいたい。それが正に本来の「ビジョン」では無いでしょうか。	ご声援ありがとうございます。今後も子どもたちが確かな学力を基に、自ら学び、考え、課題を克服しながら人生を切り拓き、地域社会の形成者として活躍することを期待して教育活動に創意・工夫を重ねていきます。 時代や社会の変化と共に、自治体行政の経営戦略や手法も変化いたします。教育振興ビジョンも、それに併せて新たな視点を盛り込んだ内容とする予定です。
172	教育行政に関すること	今、先生達が大変忙しそうに見えます。子どもと話したり笑ったりできる時間はあるのでしょうか。学校公開、長期休業時の補習授業、学力テストも相変わらず大きな比重を占めているようです。学ぶことの感動、喜び、みんなと遊ぶ楽しさなど、いっぱい経験してほしいです。そんな学校であるよう教育行政に携わる方々にお願いします。	教員の多忙化解消のため、時間外の電話対応軽減、私費会計担当の非常勤職員配置、重複調査の精選、学習支援員、生活指導員などの人材の配置など、学校の支援に努めながら、知徳体のバランスの取れた教育の実現に向け、各種施策が効率的に行えるようブラッシュアップしていきます。
173	子どもの権利条約に関すること	日本をふくむ194ヶ国が加盟している子どもの権利条約は、子どものために営まれる教育や教育行政でこそ重視すべきものです(国連子どもの権利委員会の日本政府への勧告等)。子どもの権利条約で重視されていることは「意見表明権」「余暇・休息、遊び、文化の権利」など子どもの権利を学校などあらゆる教育の場で生かすことです。 本計画には「子どもの権利条約」の言葉さえない。子ども議会も含めた子どもの「意見表明権」などを含めた計画を明記すべきである。	学校教育は人権教育を基盤とし、世界人権宣言から「子どもの権利条約」を含めたあらゆる人権等に関する法令・条約・規約に基づくものとなっており、本計画もこれを踏まえた内容としているため、改めて「子どもの権利条約」に関わる内容については明記しておりません。
174	貧困対策に関すること	2016年1月、足立区は子どもの貧困対策が教育大綱の2本の柱に位置付けられていましたが、今回の素案には「子どもの貧困対策」という文言が消えています。全体として後退しているのではないかと。	区の教育大綱の実現に向けた2本の柱のひとつである「貧困の連鎖を断ち切る教育」とは、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、全ての子どもたちに学力を保障する取り組みを実現し、子どもの将来の選択肢を増やし、社会人としてたくましく生き抜く力を育む取り組みであると考えております。
175	貧困対策に関すること	本計画は「足立区教育大綱の基本理念の実現に向け」たものとして位置付けているが、大綱がかかげた「貧困の連鎖を断ち切る教育」への視点と具体的施策は、計画からはほぼ完全に欠落しており、この視点で書かれたビジョンと読みとることはできない。 「足立区教育大綱の基本理念の実現」を掲げるのであれば、少なくとも「貧困の連鎖を断ち切る教育」の具体的施策が柱に位置づく「ビジョン」となるよう、全面的に書き替えるべきである。その際、施策の分野毎に、貧困の課題とのかかわりを視点として明記し、具体的な施策とその達成目標を位置づけるべきである。	これらの具体的な取り組みを盛り込んでいる教育振興ビジョンは、区の基本計画の施策群に基づく体系にまとめました。そのため、「貧困対策」としてカテゴライズされておきませんが、「貧困の連鎖を断ち切る教育」の考えは何ら変化することなく、取り組みも充実しております。 そこで、いただいたご意見を踏まえ、第1章の計画の位置付け・体系と、施策2、4、5の前段に貧困対策を示す内容を追記致します。 なお、他の計画である「未来へつなぐあだちプロジェクト(子どもの貧困対策実施計画)」には、本ビジョンに掲載のある施策・事業が貧困対策につながる取り組みとして明記されておりますのでご参照ください。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
176	貧困対策に関すること	貧困家庭の学びの支援に関わる具体的施策については、支援内容が「民間事業者」の活用ばかりに偏っている。「意欲があって経済的に機会に恵まれない子ども」というところに支援の対象が絞られているが、「意欲が失われている子ども」が大量に作り出されているのが貧困問題の本質であり、貧困が連鎖するのもそのためである。「民間事業者活用」ではこの問題の本質に切り込む施策にはならない。	学ぶ意欲を喚起していくためには、新たな知識を得たり、できることが増えたりする楽しさに気づき、自らの成長を実感できることが重要だと考えます。そのため、「わかる授業」「魅力ある授業」づくりを一層進めます。 また、民間事業者を活用した施策は、学校が行う個別の補習等を補完するために実施しているものであり、児童・生徒一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援によって、つまづきを早期に解消して意欲の減退を防ぎ、貧困がもたらす負の連鎖を断ち切るよう努めていきます。
177	教育施策への提言	足立区の教育行政は、肝心なところで原因と真剣に向き合えなかった結果、対策を講じても根本的解決にはなっていない状況がある。 ①なぜ不登校の児童・生徒が多くなったか原因を明らかにしていない、②区教委のやっている施策によって長時間過密労働になっているのは事実で、そこに向き合い減らしていない。また、教員が絶対的に不足している原因にもメスを入れていない③教育条件整備の課題を、経済を優先し後回しにしている考え方、学校規模と学級規模を「大きい方が、多い方がいい学校、いいクラス」的な発想(世界的には遅れた発想)があって教育条件を良くする課題と向き合っていない。	これまで、教育委員会としましては、各課題に対してその解決が図れるよう、様々な取り組みを進めてまいりました。今後もエビデンスに基づく施策・事業の企画立案、改善に努めていきます。 いただいた意見を真摯に受け止め、子どもたちとその環境をとりまく様々な課題の着実な解決が図れるよう取り組んでまいります。
178	指標に関すること	施策1-戦略1の豊かな心の育成における成果指標の数値目標の設定根拠が分かりません。 ① 成果指標1 「足立区学力定着に関する総合調査」で小学生及び中学生が「自分にはよいところがあると思う」に肯定的な回答をした割合 小学生:72%(H30)→77%(R6) 中学生:62%(H30)→70%(R6) ② 成果指標2 「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした割合 小学生:93%(H30)→95%(R6) 中学生:92.3%(H30)→95%(R6) ③ 成果指標3 「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「学校のきまりを守っている」に肯定的な回答をした割合 小学生:86.3%(H30)→90%(R6) 中学生:93.3%(H30)→95%(R6)	自己肯定感や、規律性を身に付けていくことは重要との視点から、以下の考えのもとで令和6年度目標値を設定しています。 ① 成果指標1 これまでの5年間の実績値を踏まえ、令和6年度の目標値を設定しています。なお、小学校段階からの道徳教育などの継続的な取り組みが中学校段階での意識の高まりにつながると考えていることから、中学校の目標値の上げ幅を小学校よりもやや高い数値としています。 ② 成果指標2 平成30年度の同調査で肯定的に回答した全国平均値(公立)と同程度を、目標値として設定しています。 ③ 成果指標3 平成30年度の同調査で肯定的に回答した全国平均値(公立)と同程度を、目標値として設定しています。

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
179	指標に関する こと	全体に、根拠の薄弱なあるいは、目標に特別な意味を持たないような数値が、5年間の目標値として掲げられている。予算措置をすれば100%が実現できるものと、とりくに特別の戦略や努力が必要なものは、区別してそれを明確にしなければビジョンの意味がない。また、誤差の範囲のような数値目標や、基準年が1年ずれると目標が意味をなさないような数値目標が多すぎる。一方、特別のとりくみを戦略的に進めて、5年後にその達成を目指すといった戦略的な施策はほとんどないといえる。 単なる数字合わせの数値目標は、政策文書にふさわしくない。杜撰な目標数値は全て削除すべきである。意味のある目標数値として出しているのなら、パブリックコメントを求める以上、その根拠を資料として提供する責任がある。区民には、根拠のある目標値なのか、単なる数字合わせなのかを判断する材料が示されていない。	「指標」は活動(アウトプット)や成果(アウトカム)がどれだけあったかを判断する水準を示します。掲載の活動指標と成果指標は、各担当課が基準年度(平成30年度)を含めたこれまでの実績値や、全国の数値等を根拠にし、5年後の実現可能な目標値を設定しております。 予算を費やすことで達成できるものがあるように見えるかもしれませんが、区の働きかけや調整などの地道な取り組みを要するものとなっております。今後も全力で指標達成に向けた努力を続けていきます。
180	指標に関する こと	数値目標に縛られて報告だけで事務量が増えています。条件整備などを除いてすべて区に報告しなくても良いとし、指導は、現場に任せるようにします。	エビデンスに基づく政策立案の施策の実現に向けては、各学校から提出いただく数値等が不可欠です。 調査の実施にあたりましては、各学校の負担を少しでも軽減できるよう、重複調査の防止や調査の簡素化を図るなどの配慮をし、現場と共により良い教育活動を展開してまいります。
181	指標に関する こと	憲法上「教育は教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するもの」としました。したがって、教育は、「子どもの学習権」の充足を第一義に考え、「教師と子どもとの直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行わなければならない」という教育の本質的要請から他の一般行政と切り離し、独立性が求められている。本計画に「成果指標」を設定し、進行管理を都市経営にそったPDCAサイクルにもとづく事業展開を行うことは、教育の本質から見た場合、目先の「成果」を追い易く、かえって副作用的な弊害が生まれやすい。 戦略にもとづく成果指標・PDCAなどの手法ではなく、教育の本質から、区教委自らの人的支援、財政支援が不明確であり、そこをもっと具現化すべきである。	効果的・効率的な教育施策の実現にあたっては、施策を進めて行く中で見てきた成果・課題を明確にし、その改善や見直しを進めることが不可欠であることから、エビデンスに基づくPDCAサイクルの活用は非常に有効であると考えます。 本計画は、今後5年間に区の教育行政が取り組むべき施策・事業について、それぞれの現状・課題一解決方策と成果指標・活動指標を示しています。毎年、各指標の達成度を中心に評価と点検を行い、それぞれの施策・事業に磨きをかけながら、各戦略に基づく取り組みの着実な実施により、当初の目標達成を目指していきます。
182	指標に関する こと	教育実践活動は、その都度、総括と方針をきちんとすることが、求められますが、足立区のPDCAのサイクルでは、数値化される成果指標・活動指標のみが評価の対象にされ、改善されていくのであり、数値に縛られて、独り歩きをしている傾向があります。これは、人格形成を行う教育には、なじみません。	

	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
183	その他 (保育園)	保育園に入れない子がたくさんいる。公立保育園を増やしてほしい。民間委託で潰さないでほしい。	保育施設の整備につきましては、私立認可保育所の整備等により、令和元年度中に約1,700人分の定員を拡大することで令和2年4月の待機児童解消を目指しています。このため、現時点では、公立保育園を増やすことは考えておりません。 民営化は、長時間保育や独自カリキュラムを実施することで多様化する保育ニーズに対応できるメリットがあるため、現状や公立保育園の役割を踏まえながら進めていきます。
184	その他 (学童保育)	学童も以前に比べると教育力が数段落ちている。正規の職員をきちんと配置してほしい。3年生以上は、とたんに学童に入れなくなるため、学童を増やし、解決してほしい。	住区センター、指定管理および民設学童保育室職員に対し、専門研修を年間10回以上実施しているほか、国の基準に基づく「放課後児童支援員」の資格取得を推奨しています。こうして、学童保育室職員としての専門知識を習得させ、児童が自ら危険を回避できるようにする、主体的な遊びや生活ができるようにする、などの健全育成の充実を図っています。なお、配置職員数は、国の基準に則っています。 また、学童保育室の待機児童解消に向けて、令和2年3月策定予定の「足立区学童保育室整備計画」に基づき、需要が多く見込まれる地区に学童保育室を増室していきます。
185	その他 (生活向上)	保護者の学校参加だが、現在PTA役員のなり手が少ない。両親共働き、時間がない、経済的にも恵まれない、心のゆとりが持てないなどの状況がある。だから、区民全体の、もっと言えば国民全体の生活が向上する施策ができるようにするべきである。アベノミクスで生活は向上していません。	生活向上に対するご意見ですが、教育施策に直接的な関連がなく、本計画に記載すべき内容でないことから、記述はいたしません。 なお、PTA役員に関するご意見は、小中PTA連合会とも共有してまいります。
186	その他 (文化的施設)	足立区は人口68万の区でありながら、まだまだホールが足りず、シアター1010や天空劇場は高額で利用できません。また、各住区センターで様々な団体が活動しているが、100名から300名の規模の発表会場も足りません。大師駅前のできる施設に期待しています。ぜひ利用者の声を聞いて、設計してください。	区施設として、大小含めホールは5か所あります。また、学習センターは14か所点在し、区民の方々が利用できる貸室・レクホールなどがあります。趣味やサークル活動を行う文化の交流の場としての施設については、充足していると考えているため、新たな施設を作る予定はありません。 なお、西新井大師駅前のできる施設につきましては、200名程度が収容可能な集会室を設置する予定で設計を進めております。

足立区教育振興ビジョン

(令和 2 年度～令和 6 年度)

(案)

令和 2 年 3 月

足立区教育委員会 教育政策課

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の対象	2
3 計画期間	2
4 計画の進行管理	2
5 計画の位置づけ・体系	3
第2章 計画の内容	7
施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援	7
戦略1 豊かな心の育成	8
戦略2 健やかな体の育成	14
施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み	23
戦略1 教員の授業力向上 -「わかる授業」「魅力ある授業」の実現-	24
戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実	32
戦略3 就学前教育の推進	40
施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実	45
戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談	46
戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援	52
戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進	60
戦略4 いじめの早期発見・早期対応	68
施策4 快適に学べる教育施設の整備と運営の充実	73
戦略1 安全で環境に優しい施設整備	74
戦略2 適正規模・適正配置	78
戦略3 学校運営支援	82
戦略4 就学環境の整備	88
施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援	95
戦略1 多様な体験活動の提供とその充実	96
戦略2 家庭教育支援の充実	104
戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援	108
資料編 成果指標・活動指標一覧	113

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

足立区教育振興ビジョンは、今後5年間に区の教育行政が取り組むべき施策・事業について、それぞれの現状・課題-解決方策(=戦略-事業)の政策ロジックと成果指標・活動指標を示し、より効率的・効果的、かつ着実な成果をめざします。

区民をはじめ、多くの方々に足立区が取り組む教育施策・事業とめざす方向性について認識を深めていただくとともに、区の教育行政に携わる職員がエビデンスに基づく施策・事業の企画立案や改善、見直しのためのツールとして活用されることを想定してとりまとめています。

2 計画の対象

本計画の対象は、幼児期から義務教育期までの教育を中心とし、家庭、学校、地域で行われる教育に関する内容を対象範囲としています。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、教育環境の変化や国の制度などに変更が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
足立区基本構想	←※30年後を見据えて策定→					
足立区基本計画	→					←
足立区教育振興ビジョン	←					→

4 計画の進行管理

本計画では、戦略ごとに達成度を測る「成果指標」を、戦略に沿った各事業の活動量・活動結果を測る「活動指標」を設定します。

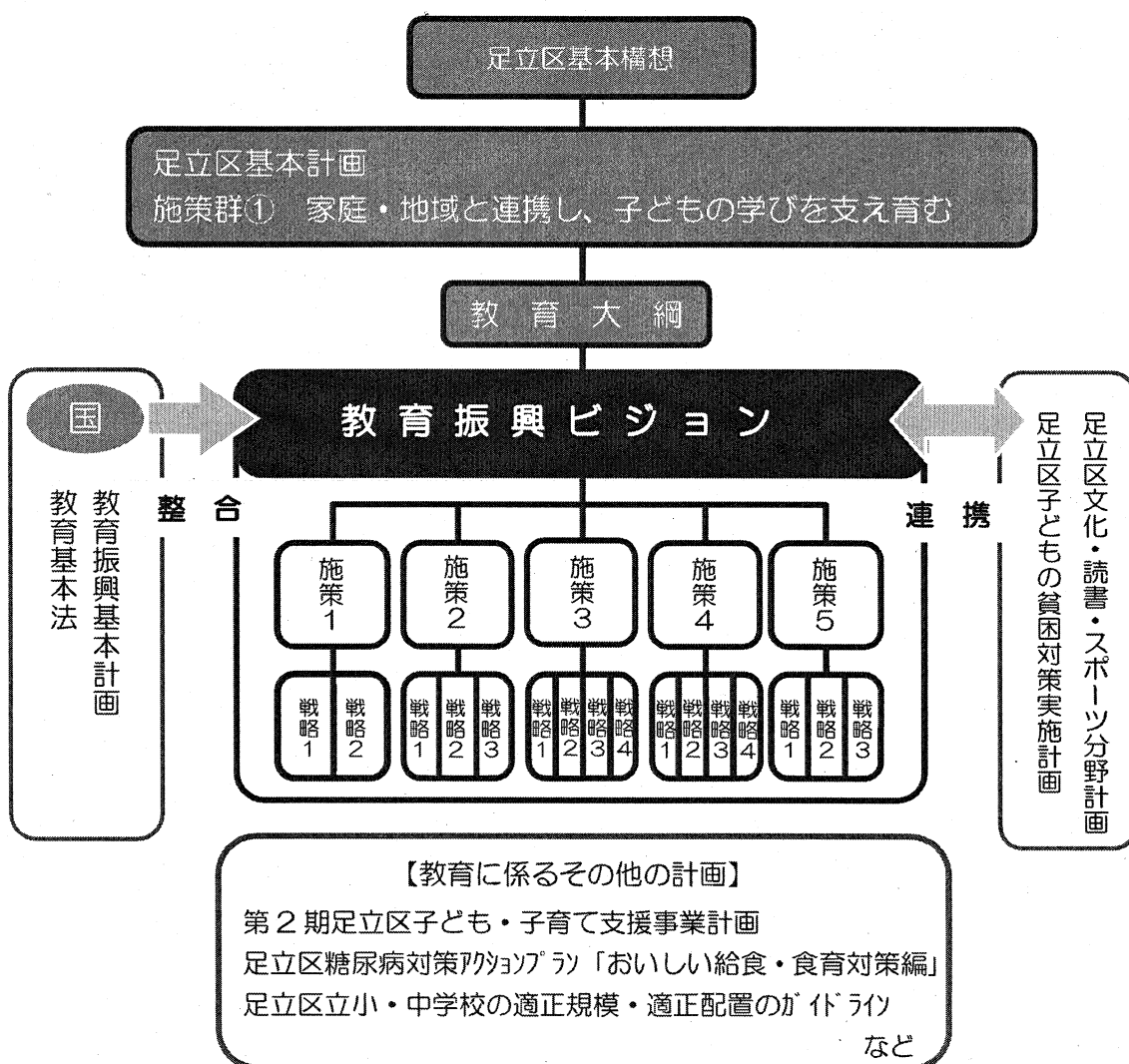
進行管理は、毎年度のPDCAサイクル(①Plan(計画)-②Do(実行)-③Check(点検・評価)-④Act(見直し・改善))に基づいて行い、着実な事業展開を図ります。

令和6年度に、令和2年度から令和5年度までの成果と進捗状況を検証した上で、新たな教育振興ビジョンの改訂を行います。

5 計画の位置づけ・体系

本計画は、教育基本法に規定する「教育振興基本計画」として役割を果たすとともに、「足立区基本計画」の分野別計画の一つで、教育に係る計画の上位に位置づけるものです。①誰もが子どもを支える主役と②貧困の連鎖を断ち切る教育の2本を柱とした「足立区教育大綱の基本理念(=夢や希望を信じて生き抜く人づくり)」の実現に向け、他の関連計画との連携を図りながら、本計画を推進していきます。

また、区基本計画の施策群のうち、「家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」に分類されている5つの教育施策について、各施策を実現するための「戦略」と、戦略ごとに具体的な取り組みを示す構成で体系的に整理しました。



足立区基本計画

【施策群】家庭・地域と連携し、
子どもの学びを支え育む

施策

【施策1】

児童・生徒の心身の健全な発達の
支援

【施策2】

確かな学力の定着に向けた就学
前から義務教育期までの取り組み

【施策3】

不登校児など子どもの状況に応じ
た支援の充実

【施策4】

快適に学べる教育施設の整備と運
営の充実

【施策5】

子ども・若者が社会と関わる力を
育むための成長支援

【教育大綱の基本理念】

戦略

戦略1 豊かな心の育成

P8

戦略2 健やかな体の育成

P14

戦略1 教員の授業力向上

P24

戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実

P32

戦略3 就学前教育の推進

P40

戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える
子どもの心のケア・悩み相談

P46

戦略2 不登校の未然防止と
学校復帰・社会的自立の支援

P52

戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進

P60

戦略4 いじめの早期発見・早期対応

P68

戦略1 安全で環境に優しい施設整備

P74

戦略2 適正規模・適正配置

P78

戦略3 学校運営支援

P82

戦略4 就学環境の整備

P88

戦略1 多様な体験活動の提供とその充実

P96

戦略2 家庭教育支援の充実

P104

戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援

P108

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

主な取り組み

指標一覧ページ

人権教育の推進、道徳教育の推進、自然教室の実施

P114

あだちっ子歯科健診(就学前)、おいしい給食推進事業、体力向上推進計画

P115、116

「足立スタンダード」に基づいた授業実践、教科指導専門員の巡回指導、ICT教育の推進

P117

そだち指導員の配置、英語チャレンジ講座・数学チャレンジ講座、足立はばたき塾

P118

幼児教育研修、指導検査・実地調査等による指導・助言、幼保小連携活動の推進

P119

教育相談、SC・SSWによる支援、支援員の派遣

P120

「不登校対応マニュアル」に基づく初期・早期の対応、登校サポーターの派遣、チャレンジ学級(適応指導教室) P121

心理相談・発達相談、チューリップシート(就学支援シート)、特別支援教室(コミュニケーションの教室)

P122

SCの定期派遣、いじめ相談電話・ネット相談受付、足立区いじめ等問題対策委員会

P123

計画的な施設更新と設備点検、空調機の整備、トイレの洋式化

P124

ガイドラインに基づく適正規模・適正配置

P124

開かれた学校づくり協議会、教員の働き方改革の推進、学校図書館の利活用の推進

P125

交通安全教室、日本語適応指導講師の派遣、育英資金の貸付・助成

P126

大学連携による体験活動、放課後子ども教室の推進、ジュニアリーダーの育成

P127、128

早寝・早起き・朝ごはんカレンダー、あだち幼保小接続期カリキュラム家庭版、子育て仲間づくり活動

P128

キャリア教育の充実、主権者教育の推進、環境教育の推進

P129

第2章 計画の内容

施策1

児童・生徒の心身の健全な発達の支援

子どもたち一人ひとりに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」が身につくよう、その支援に向けた取り組みを進めます。

心や体の育成は、学校だけが行うものではなく、家庭や地域との役割分担と連携が不可欠です。しかし、近年、社会状況が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の低下や、基本的生活習慣の確立が不十分、地域の大人や異年齢集団との活動や交流・体験の減少、さらには自然体験や実体験の不足などの課題が危惧されています。

区では、これらの課題の解消をめざすとともに、これまで以上に学校、就学前教育・保育施設と家庭、地域との連携・協働・協創を強め、人権教育や道徳教育、様々な体験活動、体力向上に取り組んでいきます。

【施策実現のための2つの戦略】

戦略1 豊かな心の育成

戦略2 健やかな体の育成

戦略

1

豊かな心の育成

現状と課題・必要性

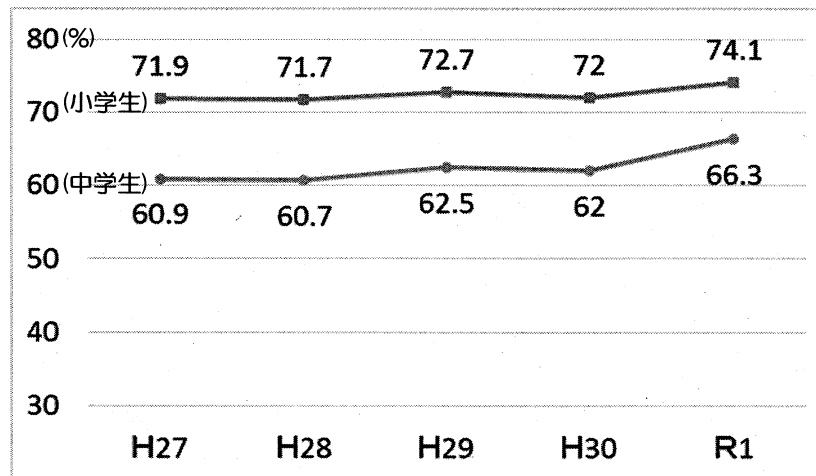
＜人権教育・道徳教育、体験活動＞

- 国の「文部科学白書」では、子どもたちの生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心に関する傾向が指摘されています。【教育指導課】
- 学習指導要領の改訂に伴い、これまでの道徳の時間が「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付けられました。答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考える道徳」「議論する道徳」への転換が求められています。【教育指導課】
- 令和元年度の「足立区学力定着に関する総合調査」において、「自分にはよいところがあると思う」に肯定的な回答をした割合は、小学生全体が74.1%で、中学生全体が66.3%です。過去5年間で見ると、小・中学校ともにほぼ横ばいの状況ですが、小学校段階からの道徳教育などの継続的な取り組みが中学校段階での意識の高まりにつながっていることが考えられます(図1)。【教育指導課】
- また、平成31年度(令和元年度)の小学6年生及び中学3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」において、「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした割合は、小・中学生とも9割を超える状況にあるものの、全国平均値と比較すると、やや低い状況(※1)となっています(図2)。引き続き、一人ひとりの様子を踏まえたきめ細かな指導・支援を行っていく必要があります。【教育指導課】
- 「人権と生命を尊重する教育の推進」を掲げ、人権教育を実施しています。これからの社会では、人権が尊重され、お互いを認め合い協力していくことが一層求められていることから、人権教育の推進が必要です。【教育指導課】
- 小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」を実施しています。校長のリーダーシップの下、全ての教員が協力して道徳教育に取り組むため、その体制づくりや指導力の向上を図る必要があります。【教育指導課】

※1 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした割合の全国平均値(公立)・・・小学6年生が95.2%、中学3年生が94.3%

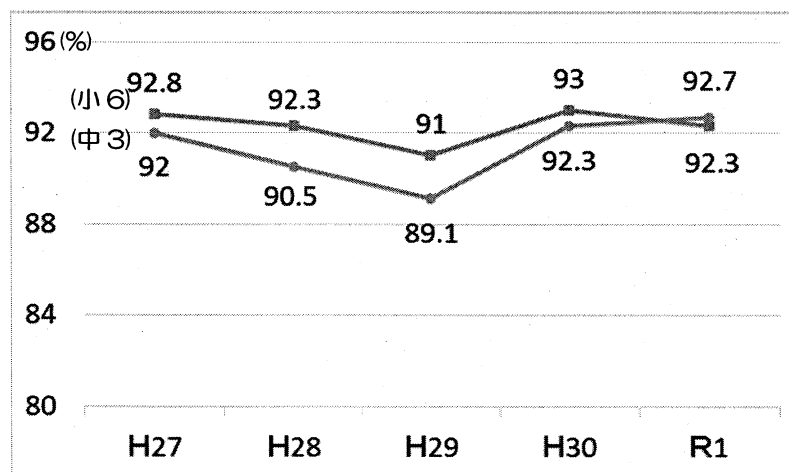
- 足立区実施の「子どもの健康・生活実態調査」において、地域活動に参加している子どもは逆境を乗り越える力が強い傾向が見られます。地域の大人との交流などの社会体験に加え、学校生活では体験することができない集団宿泊体験や、教科書を通した学習の中では十分に味わうことのできない自然体験といった、様々な体験活動が有用であり、その機会確保が必要です。【学務課】

図1 「自分にはよいところがあると思う」に肯定的な回答をした足立区の児童・生徒の割合



出典：足立区学力定着に関する総合調査

図2 「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした足立区の児童・生徒の割合



出典：全国学力・学習状況調査(文部科学省)

めざす方向性

人権教育を推進して人権尊重の意識の向上を図るとともに、道徳教育や様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣や規範意識を確実に身につける指導・支援を行います。

人間としての尊厳、自他の生命の尊重、倫理観などの道徳性を養い、法やルールを遵守する意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人の育成をめざします。

主な取り組み

- ・ 人権教育の推進
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 自然教室の実施

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	「足立区学力定着に関する総合調査」で小学生及び中学生が「自分にはよいところがあると思う」に肯定的な回答をした割合【教育指導課】	(小学生)72% (中学生)62%	(小学生)77% (中学生)70%
2	「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした割合【教育指導課】	(小学6年生) 93% (中学3年生) 92.3%	(小学6年生) 95% (中学3年生) 95%
3	「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「学校のきまりを守っている(※1)」に肯定的な回答をした割合【教育指導課】	(小学6年生) 86.3% (中学3年生) 93.3%	(小学6年生) 90% (中学3年生) 95%

※1 学校のきまりを守っている…同項目は、中学校では「学校の規則を守っている」である。

個別の取り組み

戦略1 豊かな心の育成

1 人権教育の推進 【教育指導課】

国による「人権教育・啓発に関する基本計画(※1)」、東京都による「東京都人権施策推進指針(※2)」等に基づき、教員を対象とした研修会の実施や、人権教育推進校での取り組みを区立小・中学校に広めることにより、学校の教育活動全体を通して行う人権教育を充実させ、自分や他者の大切さを認める態度を育成していきます。

2 道徳教育の推進 【教育指導課】

「特別の教科 道徳」では、道徳的な判断力、心情を育む「考え、議論する」授業の実践や、家庭・地域との連携により、道徳教育の充実を図っていきます。

具体的には、区や学校、小・中学校の教育研究会がそれぞれ実施する道徳教育研修会等を通じて、授業内容や指導方法等の改善・充実を図ります。

また、各小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を開催して、保護者や地域の方々と道徳教育に関する意見交換会を行うなど、学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育みます。

自分や友達を大切にする、自分や友達のよさを認める、自然や動植物を大切に扱うなど、「特別の教科 道徳」と各教科等の学習を関連付けることで、人とのよりよいかかわりや生命を尊重する態度の育成をはじめとする道徳教育を、全教育活動の中で実施していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教員対象の人権教育の研修会(※3)の参加小・中学校の割合 【教育指導課】	100% 【延べ291名】	100% 【延べ306名】
道徳教育研修会の実施回数 【教育指導課】	2回	3回
道徳授業地区公開講座実施の小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%

※1 人権教育・啓発に関する基本計画…人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向けた、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進を図るための基本的な計画

※2 東京都人権施策推進指針…「生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたいと思う都市」を実現するため、東京都における人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的考え方を示したもの

※3 教員対象の人権教育の研修会…年3回実施(それぞれ各校1名以上の出席を依頼)

戦略1 豊かな心の育成

3 自然教室の実施 【学務課】

鋸南自然教室(小5)、日光自然教室(小6)、魚沼自然教室(中1)において、宿泊を伴う規律ある集団生活の中で社会性を育むとともに、地元の方々との交流活動や、区内では体験することができない地元ならではの自然体験・地域文化体験など多様な体験活動を通じて、心身の健全な育成や学習意欲の向上を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
自然教室における各学校の体験活動数の合計 (野菜の収穫、日光彫、田植え・稲刈り、笹団子づくり、磯の生物観察、文化遺産見学、ハイキング等) 【学務課】	905 回	905 回

戦略 2

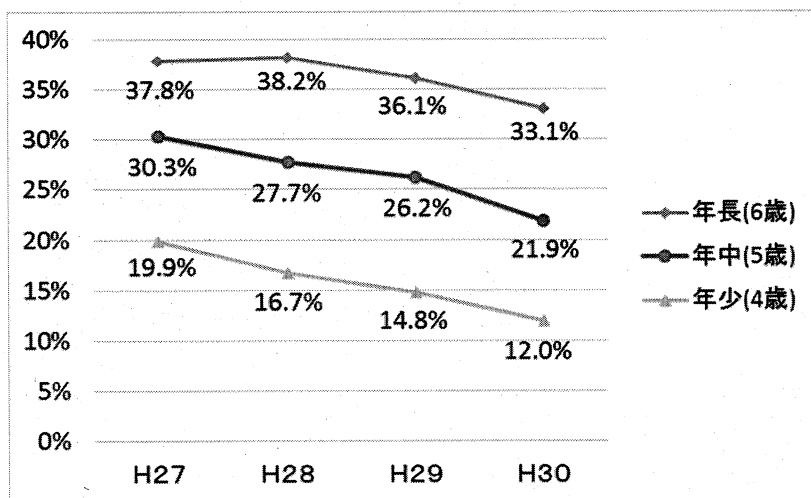
健やかな体の育成

現状と課題・必要性

<保健教育及び保健予防>

- 近年は、がんや心疾患ならびに精神疾患、食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が指摘されています。足立区では、児童・生徒の発達段階に応じて、体育科・保健体育科の時間を中心に、生活習慣病予防教育や医師会との連携によるがん教育、飲酒・喫煙防止教育、薬物乱用防止教育などの健康教育に取り組んできました。【教育指導課】
- 平成30年度の小・中学校の定期健康診断結果では、肥満傾向(※1)の児童・生徒の割合が、小学1年生女子、小学2年生男子を除き、男女ともに全国・東京都よりも高い状況にあります。また、中学2年生が対象の貧血・小児生活習慣病予防健診の結果では、男子の約6人に1人、女子の約3.5人に1人が有所見者(要医学的管理・要経過観察・要生活指導と判定された者)であるなど、課題があります。【学務課】
- 平成27年度より「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯の早期発見・早期治療、予防に取り組んできた結果、足立区の年少児(4歳)から年長児(6歳)にかけて乳歯にむし歯がある子どもの割合は、減少傾向にあります(図3)。また、小・中学校では、各校で給食後の歯みがきなどの健康習慣の育成に取り組んできた結果、むし歯のある児童・生徒の割合も減少傾向にありますが、小学5年生女子及び中学生を除き、いまだ東京都平均を上回っているなどの課題があります(図4・表5)。【子ども政策課、学務課】

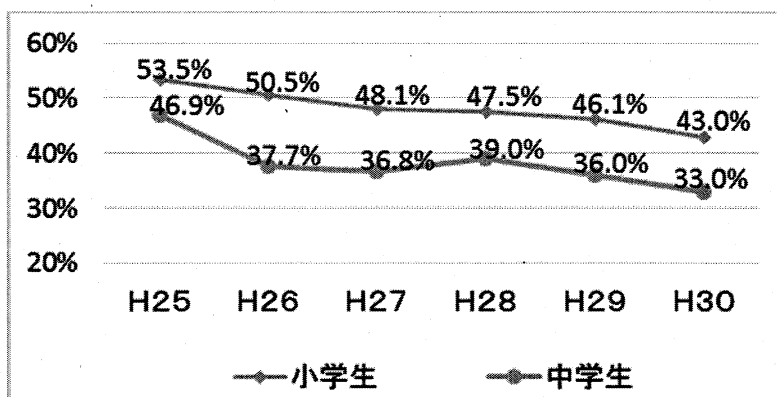
図3 年少～年長児の乳歯にむし歯がある子どもの割合(経年比較)
(むし歯がある子どもの割合は処置歯も含む)



出典:あだちっ子歯科健診実施結果報告書

※1 肥満傾向・・・肥満度が20%以上。肥満度(%)=(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100

図4 むし歯のある子どもの割合(経年比較)



出典:足立区の学校保健統計書

表5 平成30年度のむし歯のある子どもの割合(男女別・学年別)(単位%)

		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	足立区	37.36	47.26	49.98	52.32	45.12	35.20	28.98	29.43	33.14
	東京都	32.80	40.52	44.80	47.07	42.44	33.29	31.66	32.49	36.58
女子	足立区	35.26	46.99	47.54	46.24	37.29	33.99	32.92	34.43	38.62
	東京都	30.99	38.56	42.57	43.31	37.32	31.15	33.45	37.19	40.98

出典:平成30年度足立区の学校保健統計書

<食習慣の定着>

- 平成30年度に小学6年生及び中学2年生を対象に実施した「おいしい給食アンケート」において、ごはん・みそ汁・目玉焼き程度の料理を自分で作ることができる子どもの割合は中2が75%(ごはん・みそ汁を自分で作ることができる小6が78%)で、野菜から給食を食べる子どもの割合は小6・中2ともに5割を超えています(表6)。

【おいしい給食担当課】

- 子どもの時期から、望ましい食生活を習慣化することが、将来の健康につながるため、「1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣を身につける」「栄養バランスの良い食事を選択できる」「簡単な料理を作ることができる」という実践力である「あだち 食のスタンダード」を、発達段階に応じて高めていくことが必要です。 【おいしい給食担当課】

表6 平成30年度の「おいしい給食アンケート」結果

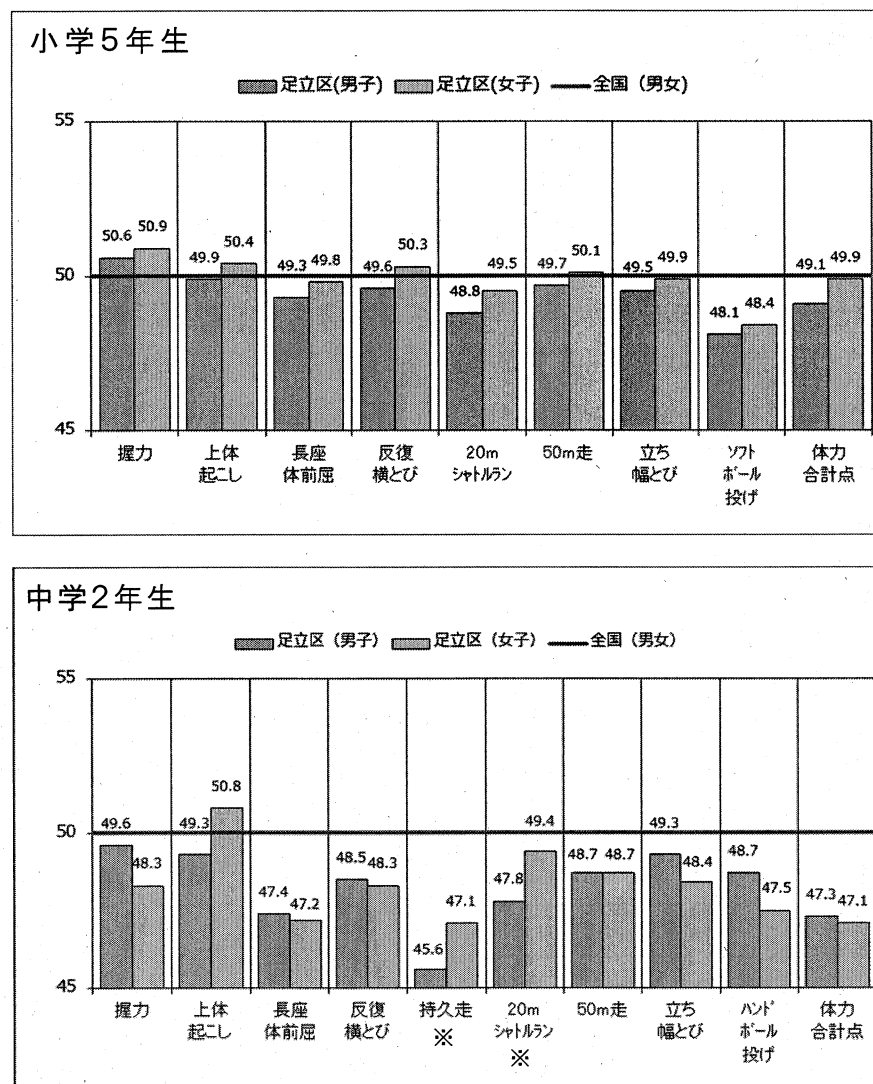
調査項目	小学6年生	中学2年生
① 栄養バランスの良い食事を選択できる割合	78%	90%
② ごはん、みそ汁、目玉焼き程度の料理を自分で作ることができる割合 ※小学6年生はごはん、みそ汁を自分で作ることができる割合	78% ※	75%
③ 給食のときに自ら一番はじめに野菜を食べる割合	56%	57%

<体力向上>

■ 子どもたちが体を動かすことの楽しさや、できることの喜びを体験し心身ともに健康的に生きるための基盤を培うため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、区では「あだち幼保小接続カリキュラム」の中に『健康な心と体』を位置付け、運動遊びに関する研修の実施などを通じて保育者の資質の向上を図っています。また、子どもたちが自発的に取り組む様々な遊びを通じて多様な動きを身につけることができるよう、子どもの発達に合わせた遊びの環境を工夫することなどが必要となっています。【就学前教育推進課】

■ 平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、小学5年生及び中学2年生の各種目結果は、全国平均値を下回る種目が多い状況にあることから、すべての児童・生徒の運動への興味・関心を高め、運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが課題です(図7)。【教育指導課】

図7 全国平均を50とした場合の体力偏差値



※中学校は持久走か20mシャトルランのいずれか、もしくは両方を選択

出典：平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)

めざす方向性

足立区の子どもの健康状態については改善傾向が見られるものの、むし歯被患率や小児生活習慣病の有所見者率は依然として高く、一層の改善に向けた取り組みが必要です。今後は、保健教育の一層の充実を通じて、児童・生徒が身近な生活における健康に関する知識を身につけることや、必要な情報を収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、健康な生活を実践する力を育成していきます。

幼い頃から楽しく体を動かす体験や様々な動きを経験することにより、生涯にわたって積極的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育みます。加えて、運動を通じて体力の向上を図るとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成する取り組みを積極的に進めます。

主な取り組み

- ・ あだちっ子歯科健診(就学前)
- ・ おいしい給食推進事業
- ・ 体力向上推進計画

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	小児生活習慣病予防健診結果における管理不要率 (中学2年生)【学務課】	77%	85%
2	むし歯のある就学前児童(年長児)の割合 【子ども政策課】 *低減目標	33.1%	28%
	むし歯のある児童・生徒の割合 【学務課】 *低減目標	(小学生)43% (中学生)33%	(小学生)36% (中学生)31%
3	ごはん、みそ汁、目玉焼き程度の料理を自分で作ることができる子どもの割合(中学2年生) ※小学6年生は、ごはん、みそ汁を自分で作ることができる割合 【おいしい給食担当課】	(中学2年生) 75% (※小学6年生) 78%	(中学2年生) 100% (※小学6年生) 100%
	給食のときに自ら一番はじめに野菜を食べる割合 【おいしい給食担当課】	(小学6年生) 56% (中学2年生) 57%	(小学6年生) 100% (中学2年生) 100%
4	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好き」に肯定的な回答をした割合 【教育指導課】	(小学5年生) 男子93.3% 女子87.8% (中学2年生) 男子86.6% 女子77.8%	(小学5年生) 男子94% 女子88% (中学2年生) 男子89% 女子79%
5	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力調査のボール投げの平均値 【教育指導課】	(小学5年生) 男子20.6m 女子13m (中学2年生) 男子19.8m 女子11.9m	(小学5年生) 男子22.5m 女子14m (中学2年生) 男子21m 女子13m

個別の取り組み

戦略2 健やかな体の育成 ①保健教育及び保健予防

1 教科学習、研修等による保健教育の充実・推進 【教育指導課】

生涯にわたって健康な生活を送る上で必要な力を育成するため、体育科や保健体育科などの教科学習を中心としつつ、学校の教育活動全体を通じて、生活習慣病やがんの予防、飲酒・喫煙・薬物乱用の防止、ストレスへの対処など、健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康などの保健教育の充実を図っていきます。

また、養護教諭をはじめとした教員を対象に、児童・生徒の保健管理や健康保持、保健室経営等の研修を実施し、教員の指導力向上を図っていきます。

2 貧血・小児生活習慣病予防健診 【学務課】

中学2年生および前年度所見のあった中学3年生を対象に、貧血・小児生活習慣病予防健診を実施するとともに、健診の事前・事後指導として、各学校で望ましい生活習慣や健診結果の見方などについての指導や個別面談などを実施していきます。

また、専門医による事後指導講演会を開催し、あわせて、医師や栄養士による個別相談会を実施していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
養護教諭対象の研修会参加の小・中学校の割合 【教育指導課】	77.9% ※1	100%
貧血・小児生活習慣病予防健診受診率(中2) 【学務課】	89.5%	93%

※1 平成30年度の養護教諭対象の研修会・・・年1回実施。各校1名以上の出席を依頼し、82名が参加(2名出席の学校が1校のため、割合は77.9%(81校/104校))。

戦略2 健やかな体の育成 ①保健教育及び保健予防

3 あだちっ子歯科健診(就学前) 【子ども政策課】

就学前の4歳～6歳の子どもを対象(未通園児を含む)に、歯科医師会と各教育・保育施設との連携・協力のもと「あだちっ子歯科健診」を実施し、個々の実施結果を踏まえ、教育・保育施設の年少児からの給食後の歯みがきの推奨や家庭への啓発強化を行い、むし歯予防に努めていきます。

4 学校での歯・口腔の健康習慣育成の取り組み強化 【学務課】

各学校で学校保健行動計画を立て、給食後の歯みがきなど口腔保健の取り組みや、歯科健診でむし歯のあった児童・生徒への受診勧奨を強化することにより、歯・口腔の健康習慣を育成していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
年少児から給食後の歯みがき(毎日)に取り組む園の数 【子ども政策課】	132園	210園
給食後の歯みがき(全学年・毎日)を実施する小・中学校の割合 【学務課】	(小学校)67% (中学校)11%	(小学校)100% (中学校)50%

戦略2 健やかな体の育成 ②食育の推進と食習慣の定着

1 「あだち 食のスタンダード」の定着

【おいしい給食担当課/子ども施設指導・支援担当課】

おいしい給食推進事業を通し、中学校卒業までに3つの実践力(※1)「あだち食のスタンダード」の定着をめざしていきます。小・中学校では、アンケート結果や自己点検表により課題を明確にしたうえで、行動計画書を作成し、PDCAサイクルを実施していきます。

(1) おいしい給食推進事業

子どもたちが「生きた教材」である給食から体にとって大切な栄養知識を学び、食を選ぶことができる力を育むことを目的として、「おいしい給食推進事業」に取り組んでいます。

ア ヒと口目は野菜から（就学前、小・中学生対象）

ヒと口目に野菜から食べることの習慣化は体に良い食習慣の定着へとつながるため、4歳以降の子どもたちを対象に、就学前教育・保育施設、小・中学校を通じた声かけやリーフレットの配付などを行い、体に良い食習慣の定着をめざします。

イ 給食メニューコンクール（小・中学生対象）

夏休みの期間を利用して、テーマに沿った給食メニューを考えることを通して、給食に対する意識を高め、栄養バランスの大切さを学びます。

ウ わが家のシェフになろう！（小・中学生対象）

家庭科授業で事前に献立作成を学んだ後、長期休み期間を活用して、子どもたちが自宅で調理を行うことで、調理の実践力を身につけます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
「ヒと口目は野菜から」の取り組みを実施した就学前教育・保育施設数及び小・中学校数 【子ども施設指導・支援担当課】 【おいしい給食担当課】	(就学前) 106園/142園 (小・中学校) 97校	(就学前) 150園/201園 (小・中学校) 102校(全校)
「給食メニューコンクール」応募作品数 【おいしい給食担当課】	7,072作品	7,500作品
長期休み期間に「わが家のシェフになろう！」で子どもたちが実際調理した食数 【おいしい給食担当課】	7,373食	9,900食

※1 3つの実践力・・・
・ 1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣を身につける
・ 栄養バランスの良い食事を選択できる
・ 簡単な料理を作ることができる(ごはんが炊ける、インスタントに頼らずみそ汁が作れる、目玉焼き程度のフライパン料理ができる)

戦略2 健やかな体の育成 ③体力向上

1 体力向上推進計画、「投力向上」の取り組み 【教育指導課】

「体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施し、各学校で調査結果や児童・生徒の状況から体力向上推進計画を作成し、体育と他教科の授業や、休み時間・放課後などの時間を通して、投力向上をはじめとした体力向上策を推進していきます。

2 オリンピック・パラリンピック教育 【教育指導課】

各学校において、オリンピック・パラリンピック教育(※1)として、オリンピック・パラリンピアンとの交流活動やスポーツ教室、「足立区 beyond2020マイベストプログラム(※2)」等の多様な取り組みを展開するとともに、東京2020大会以降も、本取り組みで培った経験を生かし、継続的な教育活動を推進していきます。

3 足立区小学生長なわ・短なわチャレンジ 【教育指導課】

「足立区小学生長なわ・短なわチャレンジ」を実施し、「長なわ」「短なわ」とともに区内共通ルールを設け、一定の条件をクリアした児童や学校を表彰し、児童の意欲喚起と体力向上を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
体力向上推進計画実施の小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
オリンピック・パラリンピックに関連した取り組みを実施した小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
「足立区小学生長なわ・短なわチャレンジ」の実施校の割合 【教育指導課】	95.6%	100%

※1 オリンピック・パラリンピック教育…「4つのテーマ(「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」)」と「4つのアクション(「学ぶ(知る)」「観る」「する(体験・交流)」「支える)」を組み合わせる実施する取り組み

※2 足立区 beyond2020マイベストプログラム…区立小・中学校のすべての児童・生徒が、健康な生活と体力の向上に向けて自己の目標(例:体力調査の各種目での自己ベストの目標数値設定)を定め、皆でマイベストをめざすことで、健康への意識及び体力の向上を図り、自己肯定感を高める取り組み

戦略2 健やかな体の育成 ③体力向上

4 運動遊びの推進 【就学前教育推進課】

生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培うため、普段の生活の中で必要となる動きのほか、体のバランスをとる動き(※1)、体を移動する動き(※2)、用具などを操作する動き(※3)など、子どもたちが生活や遊びの中で楽しく様々な動きを経験し、小学校生活への基盤づくりにつなげることができるよう、保育者間でめざしている保育実践の検討・共有に資する、運動遊びに関する研修を充実していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
年齢別研修のうち、集合研修(運動)への参加職員数(保育士、幼稚園教諭) (令和2年度より実施) 目標値＝参加職員数(※研修定員数の7割程度を想定) 【就学前教育推進課】	-	350人 【定員500人】

※1 体のバランスをとる動き…渡る・回す・ぶら下がるなど。具体例：一本橋やタイヤ、梯子、フープなどバランスをとりながら渡ったり回したりする。鉄棒にぶら下がる。

※2 体を移動する動き…走る・跳ぶ・はねる・登るなど。具体例：鬼あそび、跳び箱、音楽に合わせて体を動かす、太鼓橋、登り棒

※3 用具などを操作する動き…持つ・蹴る・投げるなど。具体例：縄跳び、缶けり、ボール遊び、的当てゲーム、玉入れ

施策2

確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み

社会の変化が加速化、複雑化する中で、子どもたちは多くの困難を乗り越え、生涯にわたって夢や希望に向かって学び続け、自らの未来を切り拓いていく力＝「生き抜く力（生きる力）」を育む必要があります。

「生き抜く力（生きる力）」の重要な構成要素の1つである「確かな学力」の定着には、知識や技能、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲等、全体的にバランスよく身につけさせることが重要です。生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが将来の選択肢を増やし、社会人としてたくましく生き抜くことができるよう、義務教育で身につけるべき最低限の「学力」を保障し、貧困の連鎖を断ち切る教育を進めることが、我々大人の責務です。

【施策実現のための3つの戦略】

戦略1 教員の授業力向上 —「わかる授業」「魅力ある授業」の実現—

戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実

戦略3 就学前教育の推進

戦略

1

教員の授業力向上－「わかる授業」「魅力ある授業」の実現－

現状と課題・必要性

<学力定着・向上>

- 足立区では、子どもたちの「基礎学力の定着・向上」を大きな課題と捉え、教員の授業力向上と個に応じた指導の2つを柱として学力向上に取り組んでいます。

【学力定着推進課、教育指導課】

- 近年、小学6年生及び中学3年生対象の「全国学力・学習状況調査」において、学力向上施策の成果が表れつつあります。全国と足立区の平均正答率を比較すると、小学校では教科によっては全国平均を上回るようになり、中学校では全国平均を下回る状況は続いています、その差は縮小しています(表8)。

【学力定着推進課、教育指導課】

- 令和元年度の「足立区学力定着に関する総合調査」で、「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした割合が、小学校全体で87.8%、中学校全体で67.4%の状況であり、学年が上がるほど割合が低くなっていることから、「わかる授業」の実現は喫緊の課題となっています(図9)。

【学力定着推進課、教育指導課】

- ここ数年、足立区ではベテラン教員の定年退職が進む一方、毎年100名を超える新規採用教員が配置され、世代交代が進んでいます。先輩教員から指導ノウハウ等を学ぶ機会も減少する一方、校内のOJTにも限界があり、どのように教員の授業力・指導力を育成・向上させていくのが課題です。

【学力定着推進課、教育指導課】

- 新たな学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる資質・能力を育ていくため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が重要視されており、着実に実施する必要があります。

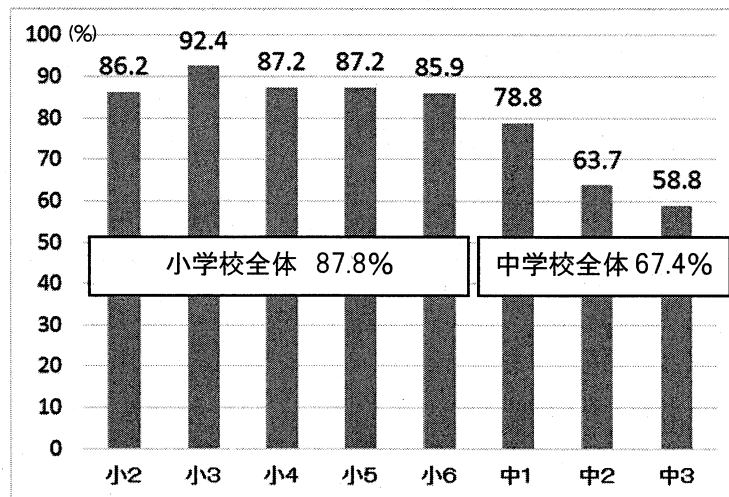
【学力定着推進課、教育指導課】

表8 「全国学力・学習状況調査」における「国との差(区平均正答率－全国平均正答率)」(単位%)

	教科	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)※
小学校	国語A	▲1.9	+2.5	+1.1	+0.3	+1.2	0	▲0.6
	国語B	▲2.0	0	▲0.2	▲0.8	+1.4	+3.0	
	算数A	▲0.5	+1.3	+1.7	+0.3	+2.7	+2.9	+1.0
	算数B	▲1.5	▲0.4	+0.1	+0.7	+1.4	+1.4	
中学校	国語A	▲3.0	▲2.1	▲2.2	▲1.0	▲2.4	▲1.5	▲0.4
	国語B	▲4.0	▲3.5	▲3.4	▲1.2	▲3.3	▲1.1	
	数学A	▲3.9	▲4.0	▲2.8	▲2.6	▲2.9	▲2.4	▲2.2
	数学B	▲5.4	▲4.7	▲3.2	▲2.2	▲2.8	▲2.7	

※平成30年度まではA(主として知識)とB(主として活用)の問題形式であったが、平成31年度(令和元年度)からは、全ての教科において知識・活用を一体的に問う問題形式となったため、AB区分がなくなった。

図9 「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした割合



出典: 令和元年度足立区学力定着に関する総合調査

めざす方向性

学校における教育活動の根幹は「わかる授業」「魅力ある授業」です。これらを実現するため、教員の授業力向上や授業改善の支援に取り組む必要があります。

従来の教員研修やOJTによる育成をはじめ、高い専門性や指導経験を備えた教員経験者による指導、授業改善ツールとしての足立スタンダードやSP表(※1)の活用と充実を図り、教員の授業力向上を支えます。

また、大型ディスプレイやタブレット型PC、デジタル教科書などの学校ICT機器等を活用し、より魅力的でわかりやすい授業を実現できる環境づくりを進めます。

主な取り組み

- ・「足立スタンダード」に基づいた授業実践
- ・教科指導専門員の巡回指導
- ・ICT教育の推進

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	「足立区学力定着に関する総合調査」で「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした割合 【学力定着推進課】	(小学生)89.3% (中学生)73.9%	(小学生)90% (中学生)80%
2	「全国学力・学習状況調査」における国の正答率との差【学力定着推進課】	(小学6年生) 国語A 0% 国語B +3.0% 算数A +2.9% 算数B +1.4% (中学3年生) 国語A -1.5% 国語B -1.1% 数学A -2.4% 数学B -2.7%	(小学6年生) 国語 +5% 算数 +3% (中学3年生) 国語 +2% 数学 +1% ※2
3	「足立区学力定着に関する総合調査」で、「グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合うことができたと思う」に肯定的な回答をした割合(令和元年度より実施) 【学力定着推進課】	-	(小学生)80% (中学生)70%

※1 SP表…一つのテストごとに受験したすべての児童・生徒の正答・誤答の状況を問題別に学級や学年単位で並べ替え、一覧表化する。そこから、個々の理解度や全体の誤答の傾向を把握し、指導上の課題を洗い出すことで授業改善に活用する。さらに、指導法の改善、年間指導計画の見直しに生かす。

※2 指標2『「全国学力・学習状況調査」における国の正答率との差』の令和6年度の目標値設定

平成30年度まで基礎知識を問う「A問題」と活用力を測る「B問題」に分かれていたが、令和元年度から「A問題」と「B問題」が一本化された。足立区では新学習指導要領を踏まえ、活用力を重視していることから、平成30年度の各教科の「B問題」をもとに令和6年度の目標値を設定した。

個別の取り組み

戦略1 教員の授業力向上 －「わかる授業」「魅力ある授業」の実現－

1 「足立スタンダード」に基づいた授業実践 【教育指導課】

「足立スタンダード(※1)」の実践により、授業の基本を徹底することで、授業の「めあて」を明確にし、一人ひとりの学びを通して自分の考えを持ち、集団の学びを通して自分の考えを振り返り、整理するといった学習過程を、小・中学校のどの学年・学級でも行える環境を整えていきます。

2 教科指導専門員の巡回指導 【学力定着推進課】

国語、算数・数学、英語の各教科で高い専門性や豊富な指導経験を有する専門員が教員への巡回指導を行い、小・中学校の授業の質的改善を図っていきます。

3 小学校外国語活動アドバイザーの配置 【学力定着推進課】

新学習指導要領における小学校での外国語科・外国語活動の体制強化のため、教員の授業支援等を行う外国語活動アドバイザー(※2)を配置し、教員の英語指導力・英語力の向上を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
「足立スタンダード」実践の小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
教科指導の対象となる教員が教科指導専門員から 受けた指導の回数(教員一人あたり) 【学力定着推進課】	(小学校) 9.9回/人 (中学校) 17.6回/人	(小学校) 10回/人 (中学校) 20回/人
小学校外国語活動アドバイザーの配置(支援)時数 【学力定着推進課】	13,557時数	24,941時数

※1 足立スタンダード…児童・生徒の基礎学力の定着を図るために、どのような授業が大切かという視点から生まれた「授業の基本型」。「めあてを明確にし、考えて、伝え合い、まとめて、書く授業」を基本とし、「課題を解決する学習過程、ノートづくり及び板書計画を重視した授業」を展開する。

※2 外国語活動アドバイザー…学習指導要領に基づく外国語活動の指導ができる英語力(ア.実用英語技能検定準1級以上、イ.TOEIC730点以上、ウ.J-SHINE資格や英語の教員免許等の同程度の技能を有する方)、学級担任と一緒に授業を行いながら、カリキュラムの作成及び授業の運営について助言ができる知識・経験がある方(39名までの増員を予定)

戦略1 教員の授業力向上 －「わかる授業」「魅力ある授業」の実現－

4 教員研修 【学力定着推進課、教育指導課】

職層や経験、教科別、教育課題などに応じた研修を実施し、教員一人ひとりの指導力の向上を図るとともに、教員間での研修成果の共有化を図り、全体の指導技術の向上につなげていきます。

5 先進自治体との教員派遣交流 【学力定着推進課】

学力向上について先進的な実践を行っている自治体に小・中学校の教員を派遣し、現地での授業観察や教員間の交流を通じ、教員の意識改革と、授業改善のノウハウを学ぶとともに、本成果の校内での共有化をはじめ、他の区立小・中学校への波及により、より質の高い授業の実践をめざします。

6 新学習指導要領の着実な実施 【教育指導課】

新学習指導要領で示された内容が、学校現場で理解され、実現されるよう、指導主事による指導助言や、指導内容・指導方法の効果的な実践事例等を通じて、周知を図ります。

7 学力調査結果等の分析・活用による授業改善 【学力定着推進課】

各学校において、「足立区学力定着に関する総合調査」や「英語4技能調査(聞く・読む・話す・書く)」、日々の单元テストなどの結果に基づき、学力の定着状況を把握し、SP表を活用するなど集団及び個々の学力の状況を分析・把握した上で、教員の授業改善と、児童・生徒の個に応じた学習指導につなげていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教員研修(1～4年次研修)の受講修了割合 【教育指導課】	84.2% ※1	100%
先進自治体への教員派遣人数 【学力定着推進課】	12人	12人

※1 教員研修(1～4年次)… 悉皆研修となっているため、諸事情により当該年度に受講できなかった場合は、翌年度以降に受講しなければならない。

戦略1 教員の授業力向上 －「わかる授業」「魅力ある授業」の実現－

8 ICT教育の推進 【教育政策課、教育指導課】

全小・中学校に児童・生徒及び教員用のタブレットや、大型ディスプレイ、無線ネットワーク等の情報通信技術(ICT)環境を整備するとともに、ICT機器操作やデジタル教科書活用などの研修を通じて教員のICT活用能力を高め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の実現を図ります。

また、プログラミング教育を進める一方で、情報モラルなどを含めた研修を通じて、教員の指導力を高め、各教科等の特質に応じて計画的に授業を実施することで、児童・生徒の情報活用能力の育成を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教員用タブレット端末等を使用して授業を実施した 教員の割合(令和元年度より実施)【教育政策課】	-	(小学校)80% (中学校)80% ※1
児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施した 教員の割合(令和元年度より実施) 【教育政策課】	-	(小学校)80% (中学校)50% ※2
プログラミング教育の実施回数(タブレット端末使用・ 教員の割合)(令和2年度より実施)【教育政策課】	-	(小学校)80% (中学校)80% ※3

※1 教員用タブレット端末等を使用して授業を実施・・・「小学校:担任する学級において、週3回以上」、「中学校:担当する全学級において、国語・数学・英語が週2回以上、社会・理科が週1回以上」

※2 児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施・・・「小学校:担任する学級において、月1回以上」、「中学校:担当する全学級において、国語・英語・社会が半期当たり3回以上、数学・理科が半期当たり5回以上」

※3 プログラミング教育の実施・・・「小学校:小学4～6年生の学級担任が担任する学級で、総合的な学習の時間またはいずれかの教科において教員用または児童用タブレット端末を用いての実施が半期に1回以上」、「中学校:技術の担当教員が担当する全学級で、情報の科目において教員用または生徒用タブレット端末を用いての実施が半期に1回以上」

戦略1 教員の授業力向上 －「わかる授業」「魅力ある授業」の実現－

9 小中連携・小中一貫教育

(1) 小中連携教育 【学力定着推進課、小中連携教育担当課】

小中連携ブロックごとに、共通する授業スタイルの確立をめざすとともに、9年間の系統性を踏まえた授業づくりや学びの連続性を意識した教育活動などを研究・実践します。

(2) 小中一貫教育 【教育指導課】

小中一貫教育校(※1)において、9年間を発達段階に応じて、Ⅰ期(小1～4)・Ⅱ期(小5～中1)・Ⅲ期(中2・3)に分け、計画的・継続的な指導を行っていきます。

国の教育課程特例校制度による「国際コミュニケーション科」では、体験的な活動を通じて、英語によるコミュニケーション能力を高める学習、国際理解を深める学習、自らの生き方を考える学習等に取り組めます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
小中連携による学力向上に係る研究・研修会の実施回数【学力定着推進課、小中連携教育担当課】	245回	245回

※1 小中一貫教育校・・・興本小学校・扇中学校、新田小学校・新田中学校

戦略 2

個に応じた学習指導・学習機会の充実

現状と課題・必要性

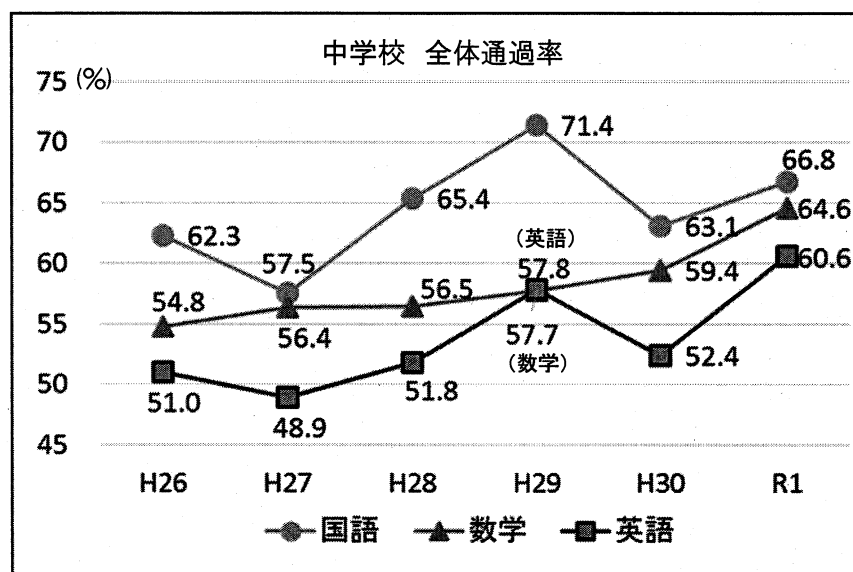
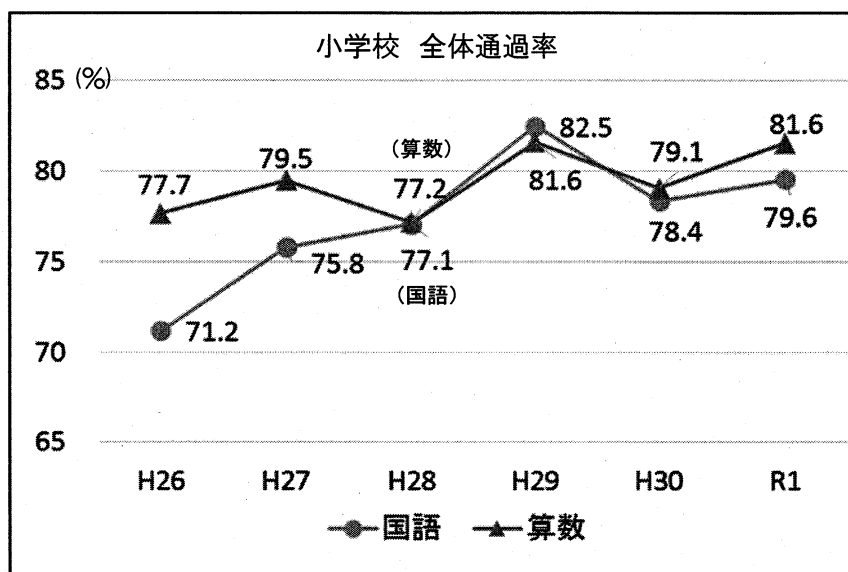
<学習指導体制・学習機会>

- 足立区では、学力調査等を活用して個々の学習状況を把握し、データに基づいたきめ細かい学習指導や学習支援を重ね、児童・生徒のつまずきや課題を解消するなど、学習内容の定着が十分でない児童・生徒の底上げを図っています。さらに、中学校では、民間教育事業者を活用して、教科によって苦手意識・つまずきがある生徒に加え、学習意欲が高くさらに上のレベルで学びたい生徒を対象に、学習機会を提供し、学力未定着層の底上げやさらなる学力の向上を図っています。【学力定着推進課】
- こうした取り組みの成果もあり、足立区の児童・生徒の学力は、上昇傾向にあるものの、小学校では約2割、中学校では約4割の児童・生徒が目標値(前年度の基礎的な内容が理解できていれば正答できると期待される値)に達していない状況です(図10)。【学力定着推進課】
- 放課後補習等による学力向上に取り組む学校内の指導体制の構築をはじめ、学習内容の定着が十分でない児童・生徒のつまずき解消や、学力上位層へのさらなるチャレンジ支援に向け、個に応じた学習機会の提供を図ることが必要です。【学力定着推進課】

<夢や希望を叶えるための環境整備>

- 家庭の経済事情により塾などでの学習機会が少ない生徒、家庭に安心して勉強できるスペースがない生徒などについて、学習機会の提供や居場所の確保等の支援を図っています。【学力定着推進課、くらしとしごとの相談センター、生活保護指導課】
- 生まれ育った環境に左右されることなく、児童・生徒一人ひとりが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、学習環境を整備していくことが重要です。【学力定着推進課、くらしとしごとの相談センター、生活保護指導課】

図10 足立区学力定着に関する総合調査の通過率(※1)の経年比較



出典:足立区学力定着に関する総合調査

※1 通過率…目標値以上の正答があった児童・生徒の割合

めざす方向性

各種の学力調査結果を分析し、児童・生徒の学力実態を踏まえ、データに基づいた適切な学習指導を継続して行います。放課後や長期休業期間を活用した補習体制の充実や、学習支援等の人材配置、民間教育事業者の活用により、つまずきの解消による学力未定着層の底上げや、学力上位層のさらなる学力向上を図ります。

また、全ての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、学びの環境整備や居場所の確保等を図ります。

主な取り組み

- ・ そだち指導員の配置
- ・ 英語チャレンジ講座・数学チャレンジ講座
- ・ 足立はばたき塾

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	「足立区学力定着に関する総合調査」における小・中学校の区全体の通過率 【学力定着推進課】	(小学生) 国語 78.4% 算数 79.1% (中学生) 国語 63.1% 数学 59.4% 英語 52.4%	(小学生) 国語 80% 算数 80% (中学生) 国語 70% 数学 70% 英語 70%
2	数学チャレンジ講座、英語チャレンジ講座の事後テスト結果が事前テスト結果を上回った生徒の割合 【学力定着推進課】	(数学チャレンジ講座)65.6% (英語チャレンジ講座)83.5%	(数学チャレンジ講座)90% (英語チャレンジ講座)90%
3	足立はばたき塾を受講し、第一志望の高校に進学した生徒の割合 【学力定着推進課】	67.9%	80%

個別の取り組み

戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実 ①学習指導体制

1 そだち指導員の配置 【学力定着推進課】

小学3・4年生を対象に国語・算数の授業における定着度が十分でない児童に対し、教員免許を有するそだち指導員が別室で個別学習指導を行い、つまずきの早期解決を図ります。

2 多層指導モデル(MIM)の実践 【学力定着推進課】

異なる学力層の子どものニーズに対応した指導法を通じて、小学校低学年段階で、全ての学習の基礎となる「読み」のつまずき解消に取り組みます。

3 学習支援ボランティアの派遣 【教育政策課】

学生・社会人がボランティアとして授業補助、放課後補習及び長期休業中の補習等の支援を行い、学力定着・向上を図っていきます。

4 学習支援員の配置 【教育指導課】

小学校における授業や放課後補習・補充活動などで、個々の課題に応じた学習支援や学校生活全般に関する児童への個別支援を行っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
そだち指導員の年間活動時間【学力定着推進課】	64,908時間	68,880時間
MIMの指導回数【学力定着推進課】	3,450回 /69校	3,350回 /67校
学習支援ボランティアの登録者数【教育政策課】	463人 【活動件数 8,404回】	500人 【活動件数 9,000回】
学習支援員配置の小学校の割合【教育指導課】	100%	100%

戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実 ②学習機会

1 サマースクール(補充教室) 【学力定着推進課】

各小学校が夏季休業中に、10日間程度、個のつまずきに応じた補充教室を行い、基礎学力の定着を図ります。

2 英語チャレンジ講座 【学力定着推進課】

中学1年生の前期に英語への苦手意識が生じ始めた生徒を対象に、民間教育事業者を活用した「英語チャレンジ講座」を実施していきます。

3 英語マスター講座 【学力定着推進課】

一定レベル以上の英語力があり、向上意欲の高い中学1年生から3年生の受講希望者を対象にして、「聞く・読む・話す・書く」の英語4技能をバランスよく身につけられるよう、民間教育事業者による「英語マスター講座」を実施していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
サマースクールを10日間以上実施した小学校の割合 【学力定着推進課】	97.1%	100%
英語チャレンジ講座実施延べ時間数 【学力定着推進課】	467時間	467時間
英語マスター講座実施延べ時間数 【学力定着推進課】	180時間	180時間

戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実 ②学習機会

4 数学チャレンジ講座 【学力定着推進課】

中学1・2年生を対象に、数学の基礎的な学力を身につけさせるため、民間教育事業者による「数学チャレンジ講座」を実施していきます。

5 中1夏季勉強合宿 【学力定着推進課】

算数・数学のつまづきを克服し、自信をつけさせることを目的に、マンツーマンで指導する勉強合宿(※1)を実施していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
数学チャレンジ講座実施延べ時間数 【学力定着推進課】	583時間	583時間
中1夏季勉強合宿で、4泊5日の全行程をやり遂げた生徒の割合 【学力定着推進課】	100% 【参加者121人】	100% 【参加者100人】

※1 中1夏季勉強合宿の参加要件…以下①②の双方を満たす場合

- ① 足立区学力定着に関する総合調査等の成績による選定基準
- ② 学校推薦基準

戦略2

個に応じた学習指導・学習機会の充実

③夢や希望を叶えるための環境整備

1 足立はばたき塾 【学力定着推進課】

学習意欲が高いが、経済的理由等で塾での学習機会の少ない中学3年生に対して、民間教育事業者による講座「足立はばたき塾」を設け、将来の夢を実現するために志望校の受験に挑む生徒を支援します。

2 居場所を兼ねた学習支援 【くらしとしごとの相談センター】

経済的に苦しい家庭の中学生を対象として、NPO等への委託により学習場所を提供し、高校進学をめざすとともに、家庭や学校に代わる「第三の居場所」となる「学習場所」と「安心して過ごせる居場所」を提供し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図っていきます。

3 学習環境整備支援(塾代等給付) 【生活保護指導課】

生活保護世帯の子どもへの学習塾代給付等による学習環境整備支援により、学習習慣の定着や高校進学意識の向上を図り、社会的自立を促進していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
足立はばたき塾の在籍率(全講座終了時) 【学力定着推進課】	81.6%	100%
居場所を兼ねた学習支援の年間登録数 【くらしとしごとの相談センター】	308人 【7箇所】	330人 【7箇所】
生活保護世帯の小・中学生のうち、塾代支援を利用して通塾している小学1年生～中学2年生の割合 【生活保護指導課】	22.6%	30%

戦略
3

就学前教育の推進

現状と課題・必要性

<教育・保育の質の向上>

- 乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であり、園での生活や遊びを通して多くのことを学び、自分の力を十分に発揮し満足感を味わう体験が、その後の意欲や創造力などの「学びの力」を育みます。保育者は一人ひとりの子どもと丁寧に関わる中で信頼関係を築き、教育・保育環境を整えていく重要な役割を担います。

【就学前教育推進課、子ども施設指導・支援担当課】

- 足立区では、子どもたちが区内のどの教育・保育施設に通っていても一定レベルの教育・保育を受けることができるよう、改訂(改定)された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針(以下、「幼稚園教育要領等」)に基づき、各教育・保育施設で取り組むべき「教育・保育」の基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン(以下、「ガイドライン」)」を策定しました。実地調査や職員研修などを通じて「ガイドライン」の実践を各教育・保育施設に促しているところです。さらに、保育者の指導力向上を目的とした幼児教育研修を実施しています(表11)。

【就学前教育推進課、子ども施設指導・支援担当課】

- 平成30年度に「ガイドライン」を活用した保育実践をしている園の割合は48.1%の状況であるため、さらなる活用を促すとともに、乳幼児期の教育・保育に関する研修への参加園を増やしていくことや、指導検査・実地調査等を通じて、各教育・保育施設への指導・助言を強化し、保育の質を確保することが課題です。

【就学前教育推進課、子ども施設指導・支援担当課】

<幼保小の滑らかな移行>

- 幼保小連携ブロック会議のほか、教育・保育施設と小学校における子ども同士、職員同士の交流活動を進めています(表11)。足立区では、足立区教育大綱や幼稚園教育要領等を踏まえ、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を一層進めるために「あだち幼保小接続期カリキュラム(以下、「接続期カリキュラム」)」を策定しました。

【就学前教育推進課】

- 小学校教員と保育者が子どもの育ちの共通理解をさらに深め、幼保小連携活動を効果的な取り組みにしていくためには、「接続期カリキュラム」を取り入れた連携活動を行っていくことが重要です。

【就学前教育推進課】

表11 幼保小交流活動と幼児教育研修の実施状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼児教育研修	参加者数	1,278名	1,397名	1,978名
	参加園の割合(※1)	65%	72%	67%
小学校と教育・保育施設との交流活動	実施園数	143園	162園	164園
	実施園の割合(※2)	83%	91%	86%

※1 参加園数÷保育園、認定こども園、私立幼稚園、認証保育所、小規模保育の総数(年度により総数は異なる)

※2 参加園数÷保育園、認定こども園、私立幼稚園、5歳児が在籍する認証保育所(年度により総数は異なる)

めざす方向性

人間形成の基礎をつくる重要な乳幼児期において、基本的な生活習慣や学びの芽を育む取り組みを推進するとともに、教育内容を豊かにすることを通して子どもの学びの構えを育み、幼児教育から小学校教育への滑らかな移行を図ります。また、教育・保育施設の運営が適正になされるよう、計画的に指導検査や実地調査、巡回訪問、研修を実施し、教育・保育の質の維持・向上に取り組めます。

主な取り組み

- ・ 幼児教育研修
- ・ 指導検査・実地調査等による指導・助言
- ・ 幼保小連携活動の推進

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	基本的な生活習慣(※1)が身についている小学1年生の割合【就学前教育推進課】	90.6%	90% ※2
2	指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査等の際に改善されていた教育・保育施設の割合【子ども施設指導・支援担当課】	100%	100%

※1 基本的な生活習慣の内容・・・挨拶や返事、姿勢良く座る、静かに話を聞く の3項目

※2 90%の設定理由・・・基本的な生活習慣が身についている小学1年生が9割以上となる状況の維持をめざす。

個別の取り組み

戦略3 就学前教育の推進 ①教育・保育の質の向上

1 幼児教育研修 【就学前教育推進課】

足立区の教育・保育施設では多様な運営主体により、創意工夫に基づいた教育・保育が行われている中で、乳幼児の教育・保育、発達や幼保小連携などに関する研修等を実施しています。これにより、多くの保育者が研修に積極的に参加し、生涯にわたる人格形成や子どもたちの未来のために、ともに学び合う機会を提供し、保育者の指導力の向上につなげていきます。そのためにも、受講者が参加しやすい時間帯での実施や、現場の課題を踏まえた研修テーマの設定等工夫を図っていきます。

2 指導検査・実地調査等による指導・助言 【子ども施設指導・支援担当課】

教育・保育施設数の増加に確実に対応できる指導検査や実地調査の体制を整備し、「ガイドライン」も活用した計画的な指導・助言等を実施していきます。

また、実地調査等を通して見えてきた、各施設の創意工夫の状況や課題等を踏まえ、各種研修や施設種別ごとの全体会等において、良い実践例の横展開を図るとともに、「ガイドライン」も活用した具体的な保育実践例・方法等を示すことで、保育者の資質向上につなげます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
幼児教育研修のうち、教育・保育力向上研修(集合)への参加職員数(保育士、幼稚園教諭等) (令和元年度より実施) 目標値＝参加職員数(※研修定員数の7割程度を想定) 【就学前教育推進課】	-	1,190 人 【定員 1,700 人】
実地調査等をした教育・保育施設の割合(実地調査等対象施設) 【子ども施設指導・支援担当課】	96.5%	100%
「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した保育実践をしている割合 【子ども施設指導・支援担当課】	48.1%	85%

戦略3 就学前教育の推進 ②幼児教育から小学校教育への滑らかな移行

1 幼保小連携活動の推進 【就学前教育推進課】

(1) 幼保小連携ブロック会議

5歳児クラスの接続期の取り組みを通して培われた子どもたちの資質・能力が、入学後に滑らかに引き継がれることや、子どもたちの不安が少しでも軽減され期待をもって小学校での学びに臨めるような指導内容になるよう、幼保小連携ブロック会議(13ブロック)において「接続期カリキュラム」の活用を進め、教育・保育施設と小学校の関係者との相互理解の深化を図ります。

(2) 交流活動

学校公開・公開保育などにより保育者と小学校教員が子どもの育ちの理解を深め、日々の教育・保育活動に生かしていきます。また、体験授業や体験給食などの園児と小学生との交流活動を実施し、園児にとっては入学への期待や意欲を、小学生にとっては年長者としての意識や自覚を高めることにつなげていきます。

未実施園及び新規開設園に交流活動の参加を促すとともに、小学校への移行を意識した教育・保育施設同士での交流や連携の強化を進めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合【13ブロック】 (令和元年度より実施)【就学前教育推進課】	-	100%
小学校との交流活動を実施した教育・保育施設の割合【就学前教育推進課】	86%	90%

施策3

不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実

児童・生徒が抱える課題や状況に応じた、きめ細かい支援の充実は、豊かな学校生活を実現し、心身の成長をより確かなものにしていきます。

不登校やいじめの未然防止とその対応をはじめ、特別に支援を要する児童・生徒への取り組みをさらに充実させていきます。

【施策実現のための4つの戦略】

戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談

戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進

戦略4 いじめの早期発見・早期対応

戦略
1

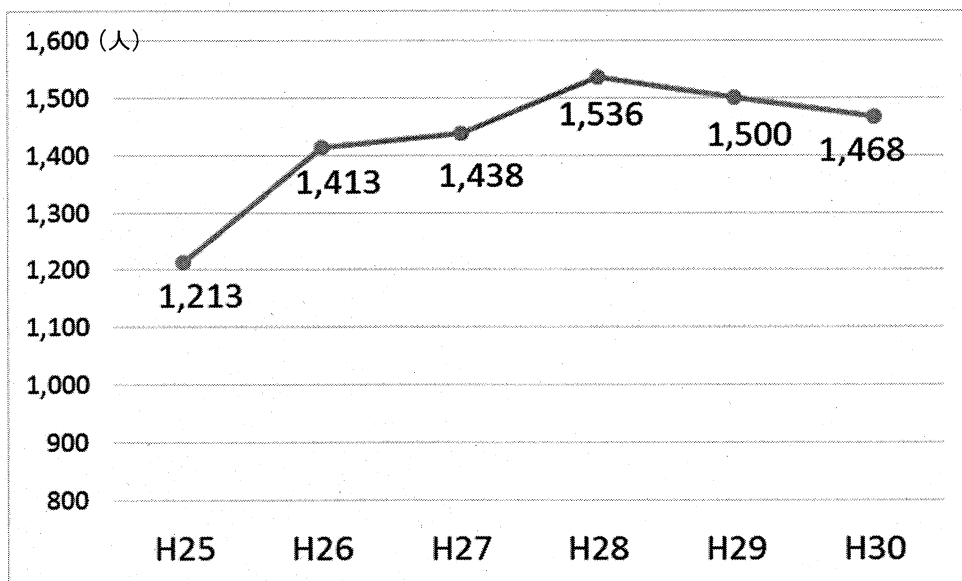
不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談

現状と課題・必要性

＜教育相談、支援体制＞

- 不登校やいじめ等の件数は全国的に増加傾向にあり、相対的貧困率も依然として高く、心理的・経済的に困難を抱えている児童・生徒も増加しています。そのため、教育相談体制の充実が急務な状況となっています。【教育相談課】
- 足立区における平成30年度の教育相談の実人数は1,468人、スクールカウンセラー（以下、「SC」）の相談延べ回数は約74,500回、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）の相談の実人数は363人です（図12・表13）。児童・生徒が抱える諸問題には、家庭環境や本人特性など様々な要因が関係しており、学校の対応だけでは解決が困難な事例が少なくありません。【教育相談課】
- 困難事例の対応のためにも、教職員の専門的な知識・技術の向上や、校内委員会におけるSC・SSWの有効活用などの校内相談体制の充実、外部機関や専門家との連携協力の一層の強化が課題となっています。【教育相談課】

図12 教育相談の実人数



※参考：平成29年度の23区の教育相談平均実人数は約673人

表13 SCの相談回数とSSWの相談人数

	SCの相談延べ回数		SSWの相談の実人数	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成26年度	48,257回	22,365回	SSWは平成27年度より配置	
平成27年度	46,792回	23,451回	120人	67人
平成28年度	45,811回	24,601回	219人	194人
平成29年度	50,886回	24,502回	246人	230人
平成30年度	51,978回	22,539回	180人	183人

※参考：平成30年度の23区の区費SCの平均人数は約11人、平成30年度の足立区費SCの配置人数は36人
 平成30年度の23区のSSWの平均人数は約5人、平成30年度の足立区SSWの配置人数は15人

めざす方向性

児童・生徒が抱える様々な悩みや課題の解決・改善を図ることができるよう、①教職員の専門的な知識・技術の習得、②各校における相談・支援体制の整備、③専門家や関係機関との連携協力に取り組み、一人ひとりに寄り添った支援を推進していきます。

主な取り組み

- ・ 教育相談
- ・ SC・SSWによる支援
- ・ 支援員の派遣

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	個別のカウンセリングや心理・知能検査等を行う教育相談により、不登校等が解決または改善した割合 【教育相談課】	82%	85%
2	学校内で支援を行うSCにより、不登校児童・生徒が解決または改善へとつながった割合 【教育相談課】	72%	77%
3	家庭や生活環境も踏まえた支援を行うSSWにより、不登校等が解決または改善した割合 【教育相談課】	34%	40%
4	校内委員会での協議に基づく指導により、不登校の状況が改善した児童・生徒の割合 【教育相談課】	37%	45%

個別の取り組み

戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談

1 教育相談の実施 【教育相談課】

様々な悩みを抱える児童・生徒やその保護者に、教育相談員による継続相談（カウンセリング・各種検査等）を実施し、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

2 SC・SSWによる支援 【教育相談課】

SCを区内の全小・中学校に配置し、いじめや友人関係、学習面での心配事などについて、学校内で児童・生徒や保護者の方から相談を受け、必要に応じて適切な関係機関につなぐなどの支援を行っていきます。また、教育と福祉の橋渡しとなるSSWの派遣により、家庭や関係機関との連携を強化していきます。さらに、SSWが校内委員会に定期的に参加することにより、家庭や関係機関の情報を学校に伝えるなど、情報共有と課題解決を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教育相談の人数(実数) 【教育相談課】	1,468人	1,500人
SCの相談延べ回数(区SC・都SC合計数) 【教育相談課】	74,517回	75,000回
SSWによる相談人数(実数) 【教育相談課】	363人	400人
SSWが関係機関と連携した回数 【教育相談課】	304回	400回
校内委員会にSSWが参加している割合 【教育相談課】	(小学校)29% (中学校)77%	(小学校)70% (中学校)100%

戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談

3 教育相談研修 【教育相談課】

教育相談の基本的な考え方や、実際の学習指導や学級経営に生かす方法等を学ぶ教員研修を実施します。児童・生徒一人ひとりを理解し支援するための教育相談の知識・技術の向上を図るとともに、研修を受けた教員が研修内容を各校内に幅広く浸透させ、各校における校内委員会などの相談・支援体制の強化を図っていきます。

4 支援員の派遣 【教育相談課】

通常学級に在籍し、特別な支援を要する児童・生徒について、教室内や別室で個別対応が必要な場合や、複数在籍していることにより学級全体への支援が必要になる場合などに、学校支援申請に応じて、専門の相談員や支援員(※1)を派遣していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教育相談に係る研修会の受講者数 【教育相談課】	150人	200人
教育相談研修の受講教員が、各学校において、研修内容を活用した割合 (令和2年度よりアンケート実施予定) 【教育相談課】	-	100%
学校支援員の派遣により支援した学級数 【学校支援員の数】 【教育相談課】	20学級 【6人】	50学級 【12人】

※1 専門の相談員や支援員…教員や臨床心理士等の資格を有する職員。行動観察および方針協議により、心理的・学習的側面から支援を要すると調整会議で判断された場合に、随時学校へ派遣している。対象児童・生徒の特徴に合わせた個別的な働きかけを行い、担任・学級をサポートすることで適正な学習環境を確保する。

